基本計画

.町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります!~町民参加と行財政運営分野~

-1-(1) 町民参加の促進

現状と課題

- 1

- ・地方分権が進み、少子高齢化が顕著となるなど、社会情勢が大きく変化する中、町行政だけで、多様化する町民ニーズや地域の抱える課題にきめ細かく対応していくことは困難になってきています。
- ・また、町づくりの主役は町民であり、様々な行政の場で、これまで以上に町民に参加してもらうこと、場合によっては主体的に意思決定をしてもらう必要性が高まっています。
- ・町民や町で働く人たち、さまざまな団体や組織など と町行政が連携した「町民参加による協働の町づく り」が求められています。
- ・こうした中、本町においても、各種の計画づくりの場において町民の参加を得たり、町のホームページにより意見募集を行うなど、徐々にその機会の拡大を図ってきました。
- ・今後は、町行政への町民参加をさらに促進していく ため、その機会の充実・拡大、参加の手法の工夫な どに努めていくことが課題となります。

震災が及ぼした影響

- ・東日本大震災においては、町民 や町で働く人たちなどが、一致 結束して復旧に取組み、改めて 「自助・共助・公助」の重要性 を教訓として学びました。
- ・今後とも行政の役割は重要であり、各種の行政施策に自ら全力で取組むことが必要なことは言うまでもありませんが、同時に、 行政の力のみで全てを解決することもまた不可能であることも事実です。
- ・町民の声に耳を傾け、そして町 民の知恵や力を借りて、ともに 取組む姿勢が重要とされている といえます。

施策の基本方針

町民参加の場の拡大

- ・広く町民の意見を取り入れ、町民参加の行政 運営を図るため、各種の取組みを進めます。
- ・行政計画や施策の策定にあたっての検討の場に、団体の代表などに加えて公募による町民の参加を得るなど、町民参加の場の拡大を図ります。
- ・町政懇談会の開催など、町民からの意見聴取 と参加を得るための機会の充実を図ります。

町民参加事業の継続

・「フローラのまちづくり事業」「あやめの里づくり事業」といった町民参加による主要事業 の継続を図るとともに、必要に応じて充実や



新たな事業の立ち上げを検討します。

・町制施行 50 周年を迎える 2012 年度 (平成 24 年度)中に、町民の参加を得た記念事業を実施します。震災からの復興イベントとしての位置づけも検討します。

町民の主体的活動の支援

- ・町民が主体に行うボランティア活動などの支援を図ります。
- ・そのための情報の提供、活動の場の提供、窓口相談などを推進していきます。

主要な事業(のついているものは震災復旧・復興関連事業)

事業名称	事業の概要
町民意見の聴取関連事業	・町政懇談会の開催 など
町民参加のまちづくり事業	・「フローラのまちづくり事業」「あやめの里づく
	り事業」などの町民参加の事業の実施
町制施行 50 周年記念事業	・町民の参加を得た記念事業。東日本大震災から
	の復旧・復興を記念(祈念)する性格ももたせ
	ることを予定

-1-(2) 広報広聴の充実

現状と課題

- ・町民との間で情報の共有化を図り、「町民参加の町づくり」、 「町民主体の町づくり」を進めるにあたっては、各種の情報が公開され、適切な手段で迅速に、しかも広く伝えられることが必要となります。
- ・本町では、そうした観点から、広報紙の発行、町のホームページでの情報提供などをおこなっているほか、随時、各種の印刷物を作成して行政関連情報の広報に努めています。
- ・また、町民の意見を把握したり疑問に答えたりするため、 窓口や電話での対応を行なっているほか、計画策定時にア ンケート調査を行なったり、「ふれあい通信まちづくりボッ クス」と呼ばれる意見箱を設置するなどしています。
- ・町民にとって必要な情報や町民が行政に伝えたい意見は、 多様化してきていることから、状況やニーズに応じて適切 な手段と媒体を用いることで、広報広聴を充実させていく ことが課題となります。
- ・行政区や班などに加入していない人たちへの広報や意見聴 取のあり方も課題です。

震災が及ぼした影響

- ・被災し避難している人たちへの情報の提供、また要望の聴取が難しく、必ずしも十分でなかったことが問題点として指摘されています。
- ・平時を含めた情報の提供 や広報広聴の体制を充実 させていく努力が必要と されています。

施策の基本方針

情報の公開と適切な管理

- ・町民と行政との間での情報の共有化のため、関連情報を迅速に、適切な手段を用いて公開します。
- ・個人情報を含む公文書などの管理を徹底します。

広報広聴関連事業の充実

- ・広報紙(広報かがみいし)や町のホームページ の改良、窓口での相談体制や関連資料の整備な ど、各種の行政関連情報の広報について充実を 図ります。
- ・多様な情報端末機器を利用した情報発信、情報 交換、意見や質問の受付けなどのためのシステムとコンテンツ(情報の内容)の充実に取組み ます。
- ・意見箱(ふれあい通信まちづくりボックス事業) や視覚障がい者への情報提供(声の広報事業) 町政懇談会などの既存事業を継続します。



非常時の広報広聴体制の充実

- ・災害の発生など、非常時の広報広聴が円滑に行われるように、即応体制のあり方について検討を行います。
- ・防災無線について、屋外放送設備の適切な維持・管理を行うとともに、戸別受信機の普及を図ります。

主要な事業(のついているものは震災復旧・復興関連事業)

事業の概要
・「広報かがみいし」の発行と編集にあたっての工夫
・声の広報事業(広報紙のボランティアによるテー
プ録音と視覚障がい者への配付)の継続
・町政懇談会における情報提供
・町のホームページによる広報の充実 など
・公共施設おけるアンケート箱の設置と意見収集の
継続(ふれあい通信まちづくりボックス事業)と設
置箇所の増設の検討
・町政懇談会の場や町のホームページでの意見聴取
など
・防災無線の戸別受信機の貸し出しとデジタル化の
検討
・施設の復旧情報、生活支援情報などの提供

新時代の行財政運営

- 2 -(1) 行財政の改革と進行管理

現状と課題

- ・少子高齢化の進行や産業構造の転換など、町行政をめぐる状況が大きく変化する中、町民の行政に対するニーズの高まりと多様化がみられ、対応が求められています。
- ・恵まれた立地条件などから、震災発生前まで人口が増加傾向にあった事実は、さらなる発展の可能性を示していますが、一方で、「町の借金の程度」を示す実質公債比率が 18%を超えているなど、町の財政が、今後さらに厳しさを増すことが懸念されています。
- ・こうした中、町では、2003年(平成15年)3月に「第2次行政改革大綱」を策定し、「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを目標とした行財政改革を実施しています。
- ・これにより、庁内の組織機構を一部改編したほか、民間 活力の活用の観点から、町民プール、老人福祉センター などにおいて、「指定管理者制度」と呼ばれる、公共施 設の民間による管理を行うなどの改革を行っています。
- ・国の財政も厳しさを増す中、今後も、さらなる改革を継続していくことが必要とされています。
- ・成果の「見える化」の観点から、事務事業の評価など、 施策の進行管理を実施していますが、そうした取組みを 継続していくことも課題となります。

震災が及ぼした影響

- ・災害復旧のための経費の多くは、「震災復興特別交付税」などにより、国や県が負担することとなっていますが、町自らが負担しなくてはならない額も相当によることが確実な情勢です。
- ・本町が成長を遂げるためには、「復興」の観点からの投資も必要となり、極めて厳しい財政状況となることが懸念されることから、従来にも増した行財政改革が必要となっています。
- ・さらなる危機管理能力の向 上も、町行政に課せられた 課題となっています。

平成 22 年度決算報告(歳入)

町税	使用料 繰越金等	地方交付税 地方譲与税 各種交付金		国補助金	県補助金	町債	歳入合計	
15億3,965万円	4億8,082万円	13億4,334万円	2億5,040万円	3億6,578万円	2億5,722万円	4億5,580万円	46億9,302万円	
32.8%	10.3%	28.6%	5.3%	7.8%	5.5%	9.7%	100.0%	

平成 22 年度決算報告(歳出)

人件費	物件費等	扶助費	補助費等	普通建設事業 災害復旧費	公債費	積立金など	繰出金	歳出合計
7億9,948万円	5億4,305万円	4億7,702万円	8億759万円	5億6,075万円	7億1,228万円	2億1,065万円	4億5,824万円	45億6,907万円
17.5%	11.9%	10.4%	17.7%	12.3%	15.6%	4.6%	10.0%	100.0%



町民からの提案 (「鏡石町のまちづくりに向けた町民提言書 (平成 23 年 9 月 28 日)」から)

・震災で公共施設が被害を蒙ったことを契機として、小 学校の統合や児童館の併設など、公共施設の集約化・ 効率化について検討しよう。さらに周辺市町村との広 域利用も検討したら。

施策の基本方針

効率的・効果的な行政経営の展開

- ・「第 3 次行政改革大綱」を策定し、その基本的考え方に基づいて行財政改革を継続します。
- ・行政サービスのさらなる向上のため、公共施設の適切な管理と窓口対応の改善、 ICT(情報通信技術)の活用による「地域 イントラネット」の充実などにより、行政事務の効率化などを総合的に推進します。
- ・町行政組織機構のあるべき姿を随時検証し、適切な体制・態勢づくりを行います。職員 の定数管理、資質の向上と意識改革などの取組みも進めます。
- ・ -1 に前述したように、町行政に関する情報公開と町民参加を推進します。
- ・震災での経験から学び、従来以上に幅広い視点に立ったリスクマネジメント(危機管理) 体制の構築を図ります。

財政の持続性の確保のための取組み

- ・長期的な見通しに立った財政運営と、震災復旧・復興という緊急事態への的確な対応の 両面から適切な財政運営を図ります。
- ・特に必要性の高い施策や事業の絞り込みと効率的な投資に留意します。
- ・当面の復旧・復興にあたって国や県などからの財政的な支援を受けるとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による大きな被害に鑑みて、東京電力に対して適切な額の賠償を求めていきます。
- ・財政の自律性・自立性を高めるため、基金の充実をはじめ、町税の徴収率の向上、受益 者負担の適正化などにより、自主財源の確保を図ります。
- ・各種の事業にあたっての民間事業者との連携や民間資金の活用の可能性について調査・ 研究を行います。

政策・事業の進行管理の推進

- ・改革や事業の効果を検証するため、その達成状況や原因などについて随時検証する政策 評価(事務事業評価)を継続します。
- ・その適切なローリング(随時検証を行い、必要に応じて見直すこと)により、行政施策 の進行管理体制の充実を図ります。
- ・随時、町の基本ビジョンや長期施策の評価と必要に応じた見直しを行い、より効果的・ 効率的な行財政の実現を図ります。

主要な事業

事業名称	事業の概要
行財政改革推進事業	・「第3次行政改革大綱」の策定
	・公共施設維持管理事業、職員人事定数管理事業、
	人材育成事業などの実施
町税徴収関連事業	・全庁体制での徴税の実施、固定資産の評価
電子自治体化推進事業	・町のホームページ・地域 イントラネットの充実
	など
地域防災計画改定事業	・町の防災計画の改定(随時)
事務事業評価事業	・実施計画策定時の事務事業評価の実施

- 2-(2) 広域行政の展開

現状と課題

- ・町が単独で行なうよりも、複数の自治体などが連携して広域 的な組織を設置し、共同で事業を実施した方が高い効果を得 られることがあります。
- ・その観点から本町は、広域組織である須賀川地方保健環境組合に加入して、ごみ処理、し尿処理、火葬場、休日・夜間診療に関わる事業に共同で取組んでいます。
- ・その他、公立岩瀬病院企業団、須賀川地方広域消防組合といった広域行政組織を設置して、相互に連携した取組みを進めています。
- ・後期高齢者医療制度のように、県内の市町村が「福島県後期 高齢者医療広域連合」を組織化して事業を行っている形態の ものもあります。
- ・行政サービスが最も効率的・効果的になるように、既存の広域連携を継続しつつ、拡大や新設などの可能性も検討していく必要があります。

震災が及ぼした影響

・国の復興の司令塔として、2012年(平成24年)2月10日に復興庁が創設されており、関連動向に注視が必要です。

本町が加入する広域組織等の一覧

名 称	事業概要
1.須賀川地方保健環境組合	ごみ処理、し尿処理、火葬場、休日・夜間診療に関わる事業組織
2.公立岩瀬病院企業団	須賀川市にある公立岩瀬病院の経営組織
3.須賀川地方広域消防組合	消防活動・救急活動における連携のための組織
4.福島県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度の運営組織

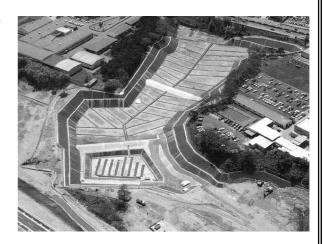
施策の基本方針

広域連携の継続

- ・既存の広域連携組織への加入の継続を基本としつつ、事業の実施を継続します。
- ・国における地方分権や関連する法制度な どの動向を踏まえて、適切に対処してい きます。

新たな広域連携の検討

・郡山都市圏の一翼を担うことを基本とし つつ、新たな広域組織への参加や設立の 必要性や可能性を継続的に検討していき ます。



- ・隣接する市町村や、他の自治体との協力・連携による事業や交流事業などの実施につい て検討します。
- ・国における地方分権のさらなる進展や地方広域ブロック圏づくりのほか、震災復興のために創設された復興庁の動きに注視しつつ、広域圏に関わる行政施策の調査と研究を行います。

主要な事業

事業名称	事業の概要
広域組織による事業	・須賀川地方保健環境組合を単位としたごみ処理、
	し尿処理、火葬場、休日・夜間診療関連事業の実
	施
	・公立岩瀬病院企業団及び須賀川地方広域消防組合
	の構成市町村として、また、福島県後期高齢者医
	療広域連合への加入者としての関連事業の実施

- 2 -(3) 自治体間交流・国際交流の推進

現状と課題

- ・本町は、岡山県鏡野町及び高知県香南市(旧香我美町) との間で「かがみ」のつく都市としての共通性から「か がみ友好市町村交流」と呼ばれる交流事業を行ってきま した。
- ・また、「あやめ」を縁とした「全国市町村あやめサミット協議会(鏡石町を含めた 12 市町村)」への加盟都市をはじめ、スポーツ少年団の活動をきっかけとして沖縄県北谷町などとの間で交流を行っています。
- ・これらの自治体からは、後述のとおり震災時に大きな支援を受けました。(岡山県鏡野町及び高知県香南市(旧香 我美町)との間では「災害時支援協定」を締結している。)
- ・今後さらに交流を深めるとともに、他の自治体との交流 の機会も拡大していくことが、防災面や町の活性化など、 様々な観点から重要な課題となっています。

震災が及ぼした影響

- ・震災前から交流のあった自 治体を中心に、支援物資の 提供や復旧工事の設計業務 への職員派遣などがあり、 応急処置・復旧の過程で大 きな支えとなりました。
- ・こうした支援に対する感謝 の心を忘れないこと、また 今後は、他の自治体の非常 時に本町が支援する側の役 割が果たせるように努めて いくことが必要とされてい ます。
- ・また、全国的に経済社会の グローバル化が進行しており、本町においても国際交流の必要 性が高まっています。
- ・本町では近年、外国人の居住者は減少傾向にあり、震災後はさらに減少していることも推測されますが、こうした人たちへの行政サービスの維持・向上とともに、国際交流の促進や、町行政や町民全体の国際感覚の向上などの重要性はむしろ高まってきていると考えられます。

木町と交流のある主要都市

	中川に文派ののる工女部川
名 称	交流事業の概要
1.岡山県鏡野町	「かがみ」のつく都市としての共通性から「かがみ友好市町村交流事業」として、お互いの町のイベントにおいて物産品の提供・販売を実施し、町の紹介を行っている。また、災害支援協定を締結しており、東日本大震災ではその支援が本町の大きな勇気となった。その後の同町開催のイベントにおいては震災被害の様子などをパネル展示したことで、鏡野町民の防災意識を高めるきっかけともなった。
2.高知県香南市(旧香我美町)	「かがみ」のつく都市としての共通性から「かがみ友好市町村交流事業」として、お互いの町のイベントにおいて物産品の提供・販売を実施し、町の紹介を行っている。また、保育所や小中学校間での交流も行っており、クリスマスカードやプレゼントの寄贈もしている。子供から大人まで幅広く交流の輪を広げていけるよう、取り組みを行っている最中である。
3.「全国市町村あやめサミット協議会」への加盟都市	鏡石町を含め12市町村からなる「全国市町村あやめサミット協議会」への加盟都市との間で、あやめの花を介しての友好交流を行い連携を図っている。 震災では、構成各市町村から多くの支援物資等の援助を受けた。
4.沖縄県北谷町	スポーツ少年団の交流を発端に、小学生を通して保護者や地域の大人に至るまでの幅広い交流のきっかけとなっている。イベントでの物産品の提供販売等を実施しているほか、この度の震災では支援金や支援物資による多数の援助も受けた。



町民からの提案 (「鏡石町のまちづくりに向けた町民提言書 (平成 23 年 9 月 28 日)」から)

・支援協定を結ぶ岡山県の鏡野町・高知県の香南市(旧香我美町)など、遠くから物資を届けてくれた。あちこちに友好都市がつくれれば安心だ。町民レベルでも、遠くにあってもいざというときに支援してくれる仲間をつくろう。

施策の基本方針

他の自治体との交流の促進

- ・須賀川市をはじめとする隣接あるいは近接する市町村との間での交流を継続し、また拡 大を図ります。
- ・岡山県鏡野町、高知県香南市(旧香我美町)や、「全国市町村あやめサミット協議会」への加盟都市及び沖縄県北谷町などとの間の交流や友好関係を維持し、また、より幅広く深い連携・協力関係の強化を図ります。
- ・空港に近接する立地条件の良さを活かして、定期便のある関西や北海道地方の自治体な どとの交流機会を作り出すことに努めます。
- ・東北地方の中心都市である仙台市や、郡山市、首都圏などの大都市部との交流の拡大も 検討します。
- ・風評被害の撲滅の取組みや、産業振興・観光分野の施策と連携を図りながら検討・促進 します。

国際交流の推進

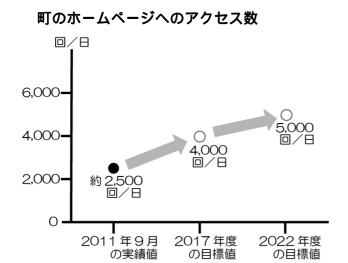
- ・震災の影響はあるものの、経済社会が グローバル化する中、鏡石町にも外国人が多く居住し、また、働いているため、町民との交流や外国人同士の交流を促進します。
- ・諸外国との間で、産業振興のための技術交流、友好促進のための文化交流など、多面的 な国際交流を図るため、必要な調査・研究を行います。
- ・案内標識や広報をはじめとする様々な媒体における外国語表記を推進します。
- ・学校教育や生涯学習の場の提供にあたって、国際理解や語学関連のプログラムの充実などを推進します。
- ・国際色豊かなイベントの継続・充実を図ります。
- ・補助団体である国際交流推進協議会などと連携して、多角的な取組みを検討・推進します。

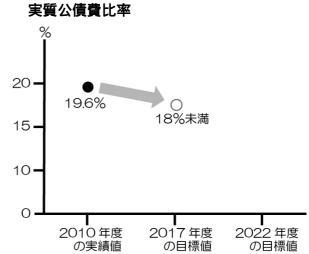
主要な事業

事業名称	事業の概要
友好交流事業	・他自治体との交流イベントの開催 など
国際交流促進事業	・国際交流推進協議会を通じた国際交流事業の 推進 など
福島空港利用促進事業	・福島空港の利用促進による交流の拡大のため
	の取組み

町民参加と行財政運営分野における目標指標

・町民参加と行財政運営に関わる分野において、次に示す目標指標の達成を目指します。





. 心豊かな人を育て、

地域文化を大切にする鏡石をつくります!

~ 教育・スポーツ・健康づくり・文化振興分野 ~

明日を担う人づくりと生涯学習の推進

-1-(1) 小中学校における教育の充実

現状と課題

- ・本町には、義務教育施設として、小学校が2校(第一小学校と第二小学校 》中学校が 1 校(鏡石 中学校) ありますが、児童生徒数はほぼ横ばいの 状況にあります。
- ・国において教育改革が行われ、2011年度(平成 23 年度)から、新学習指導要領に基づいた指導 が開始されています。(中学校は平成 24 年度か 5)
- ・本町においても、こうした動きを踏まえつつ、質 の高い公教育の実現を図る観点から、2011年 (平成 23 年) 3 月に、「鏡石町教育振興基本計 画」を策定し、各種の取組みを進めています。
- ・義務教育については、 「確かな学力」を育むた めの指導の充実、「豊かな心」と「健やかな体」 の育成、教員の資質向上と学校支援の充実、 個に応じたきめ細かな指導ができる体制づくり、

情報化・国際化に対応できる人材の育成、 心・安全な教育環境づくりといった施策を掲げて 実践を図っており、これらの推進が課題となりま す。

・学校での教育にとどまらず、家庭教育や、地域ぐ るみの教育環境の充実も課題となります。

震災が及ぼした影響

- ・強い揺れにより、第一小学校の校 舎や体育館などが大きな被害を受 け、児童たちは、一時期、第二小 学校や町構造改善センターで授業 を受けることを余儀なくされまし た。
- ・現在はプレハブ校舎での授業を再 開していますが、早期の施設復旧 とともに、子どもたちの心のケア を含めた総合的な対応が必要とさ れています。
- ・その他の小中学校についても、施 設の損壊などの被害を受けていま す。
- ・放射能汚染の影響により、屋外活 動を制限する必要が生じたことか ら、エアコンまたは扇風機の設置 や校庭の表土の除去などを行いま した。
- ・今後は、放射線量の測定などの取 組みを継続していくことが重要な 課題になっています。

小中学校の概況 *2011年(平成23年)5月1日現在

学校名	学級数	ון	見童生徒数	文		教職員数		1学級当たり	特殊学級	教員1人当た
子仅石	子似效	計	男	女	計	男	女	児童生徒数	(再掲)	り児童生徒数
第一小学校	25	664	335	329	36	10	26	26.6	2	18.4
第二小学校	7	175	88	87	13	4	9	25.0	1	13.5
計	32	839	423	416	49	14	35	26.2	3	17.1
鏡石中学校	17	406	205	201	29	17	12	23.9	2	14.0

小中学校の学級数・児童生徒数等の推移 * 各年度 5 月 1 日現在

	2007	(平成1	9)年度	2008	(平成2	20)年度	2009	(平成2	21)年度	2010	(平成2	22)年度	2011	(平成2	23)年度
	学級数	児童数	教職員数	学級数	児童数	教職員数	学級数	児童数	教職員数	学級数	児童数	教職員数	学級数	児童数	教職員数
第一小学校	24	683	37	26	695	35	26	668	36	26	660	33	25	664	36
第二小学校	9	183	15	7	175	13	8	179	14	8	176	12	7	175	13
計	33	866	52	33	870	48	34	847	50	34	836	45	32	839	49
鏡石中学校	17	415	29	17	407	30	16	414	29	16	414	29	17	406	29

施策の基本方針

「確かな学力」を育むための指導の充実

- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、「生きる力」の育成を重視した指導・研究を行います。
- ・学習意欲の向上と日頃からの学習習慣の確立を図ります。
- ・新しい学習指導要領に基づいた指導を的確に実施します。理数教育にも力を入れます。
- ・全国学力・学習調査の結果の分析と活用、学校評議員制度、学校評価、教職員評価など、 各種の評価活動の充実を図ります。

「豊かな心」と「健やかな体」の育成

- ・登下校指導、町の行事への参加など、地域の協力も得ながら、社会性や道徳性を高める 指導を行います。
- ・発達段階に合わせた豊かな体験活動 を実施します。
- ・郷土の自然や身近な環境問題に関する学習など、各種の環境教育を行います。
- ・学校間の連携、相談体制の整備など により、いじめや不登校対策を実施 します。
- ・町図書館及び学校図書館の蔵書の充 実と利用促進により、読書活動の充 実を図ります。



- ・一人一人の心に寄り添ったきめ細かな生徒指導を推進します。
- ・児童・生徒の体力の向上と健康の増進のため、体育科や保健体育科の授業のほか、栄養 教育、体育行事への参加推進などを行います。
- ・中学校における職場体験活動など、キャリア教育(職業や進路に関わる教育)の充実を図ります。

教員の資質向上と学校支援の充実

- ・教員が最新の情報や教育技術に触れる機会を増やすなど、教員研修の充実を図ります。
- ・町教育委員会へ指導主事を配置し、小・中学校を訪問指導するなど、教員の指導体制の 充実を図ります。
- ・教職員の服務倫理の徹底に努めます。

個に応じたきめ細かな指導ができる体制づくり

- ・特別な支援を必要とする子どもたちのための特別支援教育の充実を図ります。
- ・個別相談の計画的な実施、中学校へのスクールカウンセラーの配置などにより、教育相 談体制の充実を図ります。
- ・適応指導教室やカウンセリングなどにより、不登校の子どもなどへの教育機会の提供に 努めます。
- ・就学困難な児童・生徒とその家庭に対して、関係機関との連携により支援を行います。

(次ページに続く)

情報化・国際化に対応できる人材の育成

- ・学校における ICT (情報通信技術。一般的にはITと呼ばれる。)環境の整備と教職員の研修機会の提供を図ります。
- ・社会や経済の グローバル化への対応やコミュニケーション能力の向上などの観点から、 外国語活動と外国語授業の充実を図ります。

安全・安心な教育環境づくり

- ・第一小学校をはじめ、震災で被害を受けた小学校・中学校の校舎などの施設について、 迅速な復旧工事を行います。
- ・そのうえで、さらなる耐震性能の向上に向けた改修、 バリアフリー化、児童数・生徒数 やカリキュラムに見合った充実など、必要な施設の改修を検討・実施していきます。
- ・放射能汚染対策として、校庭の表土の除去、エアコンまたは扇風機の設置などは完了しました。
- ・今後は、放射線量の測定や給食に用いられる食材の安全性の確認などを継続して実施して ていきます。
- ・防犯のための訓練や危機管理に対する意識の向上などに努めます。

家庭教育の支援

・児童・生徒の教育の起点は家庭にあると考えられることから、家庭教育の重要性の啓発 や情報の提供などの支援を実施します。

地域ぐるみの教育環境の充実

- ・ボランティア団体、生涯学習文化協会、かがみいしスポーツクラブなどの団体と連携して、地域ぐるみの教育を進めます。
- ・放課後や休日の児童・生徒の居場所づくりとして、放課後子ども教室の充実などを図ります。



工女体手来(ひついているしのは辰久後山 投究例注手来)	主要な事業(のついているものは震災復旧・	復興関連事業)
------------------------------	--------	----------------	---------

事業名称	事業の概要
学校施設整備事業	・小中学校の維持・管理に関わる事業
学校校舎改築事業	・震災で被害を受けた校舎の復旧事業(第一小学校校舎の改
	築工事など)
放射線対策事業	・放射線量の測定と学校給食の安全管理など
学校図書整備推進事業	・小中学校の図書館と図書の整備・充実
学力向上対策事業	・指導方法の検討、教材・備品の充実 など
学校教育支援事業	・外部講師による指導、地域ボランティアの活用など
情報化教育推進事業	・生徒と教職員の PC・インターネット・校内 LAN などの情
	報通信環境の整備
国際化推進事業	・小中学校における外国青年の招致 など
特別支援教育事業	・障がいのある幼児・児童・生徒を支援するための、小中学
	校への介助員及び特別支援教育支援員の配置
その他の義務教育関連	・教育指導主事の設置、適応指導事業(不登校対策) 小学校
事業	における理科振興授業、放課後子ども教室の充実 など

-1-(2) 幼児教育の充実

現状と課題

- ・本町には、町立鏡石幼稚園(町立成田幼稚園は 2009 年度から休園中)のほか、私立2園(岡ノ 内幼稚園・鏡石栄光幼稚園。後者は、2008年に 保育機能を兼ねた「 認定こども園」に移行)が あります。
- ・町立鏡石幼稚園では、「げんきっきタイム」を実 施するなど、友達との関わりの楽しさを感じさせ ながら体力の向上を図ったり、栽培活動や伝統食 作り体験などの食育を推進しています。
- ・また、預かり保育事業を行ったり、保育所との交 流会を開催するなど、総合的な子育て支援の取組 みも進めています。

震災が及ぼした影響

- ・鏡石幼稚園の園舎が被害を受けま
- ・園庭の表土の除去などの対策は実 施済みですが、幼い園児たちの心 に傷が残らないように、継続的で きめ細かなケアが必要であると考 えられます。

- ・2011年(平成23年)3月策定の「鏡石町教育振興基本計画」では、幼児教育の充実に関 して、幼稚園教育の充実、保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携強化、 育の充実、 私立幼稚園の支援といった施策を掲げて実践を図っており、これらの推進が 課題となります。
- ・幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期であることから、この時期に行わ れる教育は、子どもの心身の健やかな成長を促す上できわめて重要であり、充分留意して 幼児教育の充実を図っていく必要があります。

幼稚園の概況 *2011年(平成23年)5月1日現在

学校名	学級数		園児数			教職員数		1学級当たり	教員1人当た
子仅口	一般文文	計	男	女	計	男	女	児童生徒数	り児童生徒数
鏡石幼稚園	4	60	40	20	7	0	7	15	8.6
成田幼稚園		休園							
岡ノ内幼稚園	9	170	89	81	14	0	14	18.9	12.1
鏡石栄光幼稚園	4	82	39	43	10	1	9	20.5	8.2

幼稚園の園児数等の推移

*各年5月1日現在

	2007	(平成19) 年度	2008	(平成20) 年度	200	9(平成21) 年度	2010) (平成22) 年度
	学級数	園児数	教職員数	学級数	園児数	教職員数	学級数	園児数	教職員数	学級数	園児数	教職員数
鏡石幼稚園	4	80	6	4	73	6	4	85	6	4	77	6
成田幼稚園	1	14	2	1	9	2		休園			休園	
岡ノ内幼稚園	6	156	13	7	148	12	7	153	13	8	163	13
鏡石栄光幼稚園	2	41	5	3	58	6	3	78	8	3	73	8

^{*} 鏡石幼稚園・成田幼稚園は2年保育、岡ノ内幼稚園・鏡石栄光幼稚園は3年保育

施策の基本方針

幼稚園における教育の充実

- ・「新幼稚園教育要領」の理念に基づき、幼児の発達や学びの連続性を踏まえ、幼児が健 やかに成長できるような幼児教育を推進します。
- ・放射線対策として、園庭の表土除去及び扇風機の設置は完了したため、今後は、放射線 量の測定などを継続し、安心安全な幼稚園づくりに努めます。
- ・その他、園舎の適切な維持・管理、図書の整備、国際感覚を養うためのカリキュラムの 充実、特別支援教育など、多角的な取組みを進めます。

保育所や小中学校などと連携した取組み

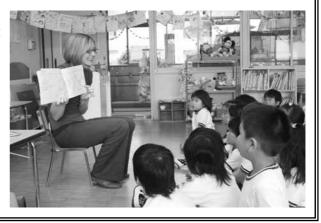
- ・幼稚園と保育所・小学校・中学校との間の交流を促進し、連携した取組みを進めます。
- ・国において、「幼保一体化(幼稚園と保育園の各々の長所を活かして「認定子ども園」などの施設として統合すること)」に向けた検討が行われているため、その動向を注視しつつ、町として適切な対応を行います。(私立の栄光幼稚園は「認定こども園」となっています。)
- ・地域との交流、「地域の力による子育て」の取組みも進めます。

預かり保育の充実

・幼児の安心安全な場を提供し子育て支援 を図るために、預かり保育を実施すると ともに、その充実を図ります。



・私立幼稚園に就園している保護者の負担 軽減のため、保育料の一部を補助する事 業を継続します。



主要な事業(のついているものは震災復旧・復興関連事業)

事業名称	事業の概要
幼稚園整備事業	・幼稚園の園舎の維持・管理に関わる事業
放射線対策事業	・放射線量の測定 など
幼稚園図書整備推進事業	・幼稚園における図書の整備・充実
幼稚園教育支援事業	・外部講師による指導 など
国際化推進事業	・国際理解を養うためのカリキュラムの充実
特別支援教育事業	・障がいのある園児を支援するための特別支援教
	育支援員の配置
預かり保育事業	・町立幼稚園における預かり保育の実施
私立幼稚園就園支援事業	・私立幼稚園に就園している保護者への経済的支
	援

-1-(3) 生涯学習機会の拡大

現状と課題

- ・学習活動を、学校を卒業した時に終えるのではな く、仕事や家事をしながらも、一生涯にわたって 続けて生きたいという人たちが増加しています。
- ・特に近年は、いわゆる「団塊の世代(終戦直後の ベビーブームの時期に産まれた人たち)」の退職時 期となっていることもあり、退職後に新しい分野 の学習を開始したいという人たちが増えており、 本町でも同様の動きがあると考えられます。
- ・こうした中、町公民館、町図書館といった生涯学習、社会教育の場の充実に努めており、各種の講座の開催や、生涯学習文化協会などと連携した共催事業などを実施しています。
- ・今後は、さらに高まりをみせる生涯学習の需要に、さらに強く幅広く応えていける施設づくり、 態勢づくりなどを図ることで、本町が掲げる生涯 学習の目標「生きがいにあふれ創造性豊かなたく ましい町民の育成」を実現することが課題となり ます。

震災が及ぼした影響

- ・東日本大震災においては、町図書館、町公民館など、生涯学習の場となる社会教育施設も大きな被害を受けました。
- ・復旧が完了した後も、さらなる安全性の確保のための取組みを継続していくことが重要な課題であると考えられます。
- ・また、様々な事業・行事が震災の 影響で中止を余儀なくされまし た。
- ・事業の復活・充実に向けた取組み が求められています。

生涯学習関連の主要事業一覧(2010年度(平成22年度)実施分)

事業名称	期日	参加者	内容
1.アドベンチャークラブ	6~2月	50名	自然観察会、国際交流など(全8回開催)
2.まちづくり講座(野菜人づくり講座)	8~11月	10名	野菜づくり講習
3.まちづくり講座(ガーデニング講座)	6~10月	10名	ガーデニング講習
4.成人式	1月9日	132名	該当者:172名
5.いきいき学級	5~12月	112名	クラフト教室、移動学習、健康教室など
6.ジョイフルライフ講座	5~12月	30名	陶芸、インディアカ、書道、フラワーアレンジメントなど
7.あやめまつり文化芸能祭	6月19~20日		芸能発表、体験教室
8.初夏の文化祭	6月5~6日		さつき山野草、絵画、生徒作品展など(総出点数578点)
9.秋の文化祭	10月30~31日	762名	園児・児童・生徒作品展・芸能発表会など(総出点数935点)
10.自主事業開催	6月3日	46名	盆栽剪定教室・美術展など
11.ウォークラリー	9月4日	166名	鳥見山公園周辺を会場にウォークラリーを実施
12.TPT活動支援	6~12月	26名	青少年の非行防止活動
13.少年の主張大会	8月19日	100名	小・中学生17名の発表
14.町内一斉定植	6月13日	-	各行政区の協力を得て定植作業を実施
15.ガーデニングコンクール	7月~	-	家庭からの花いっぱい運動の推進



町民からの提案 (「鏡石町のまちづくりに向けた町民提言書(平成 23 年 9 月 28 日)」から)

・充実した公共施設を活かしたりイベントを利用したり することで、盛んに行なわれている文化活動の発表の 場を増やそう。その情報を町のみんなや町外に発信し て多くの人に見てもらおう。

施策の基本方針

生涯学習の支援体制の充実

- ・震災で被害を受けた施設の復旧を完了した後は、安心して利用が可能なように適切な維持・管理を継続します。
- ・文化祭をはじめとする生涯学習文化協会と加盟団体の活動を支援し、生涯にわたって学 び続けられる環境の整備を図ります。
- ・町民の学びの成果や技術・知識などを十分に発揮できるよう、学習発表する場や活動機会を提供する体制づくりに努めます。
- ・公民館が主催する各種講座や学級、文化講演会、花いっぱい運動、出前講座などのさら なる充実を図り、現代的課題や地域のニーズに即した学習機会の提供に努めます。
- ・公民館職員や社会教育主事などの関係職員の研修機会の拡充などにより、職員の資質の 向上を図る一方で、民間の人材の活用も推進します。
- ・広報紙や町のホームページなどを活用して、社会教育に関わる情報の提供を行います。

図書館サービスの充実

- ・生涯学習の中心的な拠点となると考えられる町図書館において、蔵書の整備を進め、館 内の閲覧環境の整備とともに、推薦書の周知など、家庭における読書活動を支援します。
- ・造形教室、読み聞かせ会、子ども映画会など、幼児から高齢者まで、幅広い世代を対象 とした事業の継続・充実を図ります。
- ・図書館に関わる情報提供の充実、貸出事務の ICT(情報コミュニケーション技術。一般的にはITと呼ばれる。) 化などを図ります。

主要な事業

事業名称	事業の概要
社会教育関連団体育成事業	・生涯学習文化協会と加盟団体の事業の支援
	など
公民館における社会教育推進事業	・公民館における町づくり講座の開催 など
図書館における社会教育推進事業	・造形教室・読み聞かせ会など、幅広い世代を対
	象にした自主事業の実施
社会教育施設の維持管理事業	・施設や備品の充実と適切な維持・管理
社会教育関連の情報提供事業	・広報紙・町ホームページなどにより関連情報の
	提供

-1-(4) 青少年の健全育成の支援

現状と課題

- ・少子化の進展や経済的な格差の拡大など、社会環境が大きく変化する中にあって、社会モラルの低下など、青少年の健全育成にとってマイナスの動きが全国的にみられます。
- ・青少年期におけるいじめや不登校、ひきこもりな ども社会問題となっています。

震災が及ぼした影響

・被災した青少年も多く、青少年の 「心のケア」に留意しつつ、健全 育成を支援していく必要がありま す。

- ・こうした中、本町では、学校・家庭・地域の連携による「青少年育成町民会議」を組織し、 少年の主張や標語コンクールなどの活動を通じて、心身ともに健全な青少年の育成に努め ています。
- ・町の将来を担う若い世代を育てるという重要な政策課題として、こうした施策の継続・充 実に取組んでいくことが求められています。



町民からの提案 (「鏡石町のまちづくりに向けた町民 提言書 (平成 23 年 9 月 28 日)」から)

・子どもに役割を与え、その実現のために互いに協力で きる場を地域でつくるなど、未来を担う子どもを地域 のみんなで育てよう。

施策の基本方針

青少年の健全育成のための組織の充実

・青少年育成町民会議を中心に、青少年 の育成に関わる問題の把握、情報の交 換、施策の検討などを継続します。

青少年団体やグループの育成支援

・仲間との交流などを通じて青少年の自 己実現を可能とするため、青少年の活 動のための団体やグループに関する情



報の提供、設立に関わる相談、育成支援などを行います。

青少年の健全育成のための環境づくりと活動の展開

- ・人にやさしい地域社会づくりや、様々な社会活動やレクリエーションの機会を通じて、 青少年の健全育成につなげていく視点を大切にします。
- ・合わせて、ごみのない美しい町づくり、大人の模範的な行動の推進、有害図書などの情報の排除など、非行を防止し健全育成につながるような社会環境づくりに努めます。
- ・社会的マナーを身につけ、豊かな人間性と社会性をもつ青少年の育成を目指し、子ども 会をはじめとする青少年活動の支援や関係機関と協力して、「あいさつ運動」「見守り 運動」などを実施します。

主要な事業	
事業名称	事業の概要
青少年の健全育成に関わる検討の	・青少年育成町民会議による継続的な検討
場の設置と施策の検討関連事業	
多彩な青少年育成活動の実施関連	・子ども会育成会連絡協議会事業、スポーツ少年
事業	団事業、TPT事業、アドベンチャークラブな
	どの多彩な少年育成活動の実施

-2-(1) スポーツの振興

現状と課題

- ・スポーツは、町民の健康を維持・増進するほか、 レクリエーションや交流促進など、様々な機能 をもっており、その振興を支援することは、重 要な行政課題です。
- ・本町でも、鳥見山公園内の体育館、テニスコート、野球場、陸上競技場などを拠点に、町民のスポーツ活動の支援や、各種のイベントを開催しており、スポーツ活動が盛んな町となっています。
- ・そして 2009 年 (平成 21 年) 2 月、「総合型地域スポーツクラブ」としての「かがみいしスポーツクラブ」が設立され、町内の各体育施設において、活発なサークル活動・イベント・スクール活動が実施されています。
- ・2010年(平成20年)3月7日現在の登録者 数は、621人(サークル会員164人、スクー ル会員457人)となっています。
- ・今後も、さらなるスポーツの振興に努めていく ことが課題となります。

震災が及ぼした影響

- ・東日本大震災は、町内のスポーツや 体育・運動施設にも深刻な被害を与 えました。
- ・町民プールで天井が落下するなどしたほか、鳥見山陸上競技場、野球場やテニスコートといった施設でも一部の設備が損傷被害を受けました。
- ・また、震災直後は、多くのスポーツ 関連行事が中止されました。
- ・施設の補修は概ね完了しましたが、 町民の健康づくりやレクリエーションのために貴重なスポーツ施設の適切な維持・管理と安全性のさらなる向上、各種イベントの復活と充実などが課題となっています。
- ・復興のための力として、スポーツの 振興を原動力としていくことも考え られます。

町立のスポーツ施設(社会体育施設)の利用人数の推移 (単位:人)

施設名称	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
	,	,		,
1.鳥見山体育館	32,155	32,471	32,118	35,050
2.鳥見山テニスコート	14,465	13,436	13,447	11,650
3.鳥見山野球場	7,402	9,303	9,026	7,655
4.鳥見山陸上競技場	16,705	16,495	19,429	20,274
5.鳥見山多目的広場	5,564	5,501	7,762	9,220
6.構造改善センター	15,712	16,120	16,828	14,347
7.町民プール	76,108	81,430	77,237	76,891
合 計	168,111	174,756	175,847	175,087



町民からの提案 (「鏡石町のまちづくりに向けた町民 提言書 (平成 23 年 9 月 28 日)」から)

- ・スポーツや健康づくりへの関心の高まりを背景に、充分活用されていない施設を活用して各種大会やスポーツクラブの充実を図ろう。また、きれいな水質を維持できるプールを活かして皆の健康のお手伝いをしよう
- ・恵まれた施設を有効利用してスポーツ活動を通じて、 健康・福祉のまちをつくろう。

施策の基本方針

スポーツ関連組織の活動支援

- ・総合型地域スポーツクラブである「かがみいしスポーツクラブ」の活動の充実を図りま す。
- ・体育協会をはじめとする各種のスポーツ団体の活動の支援を行います。競技スポーツの 選手育成にも力を入れます。
- ・スポーツ推進員による、各種のスポーツ団体やイベントの際の指導などの取組みに対して、支援を行います。

スポーツ関連イベントの実施と参加の促進

- ・鳥見山陸上競技場を拠点としたスポーツ教室など、各種のスポーツ関連事業を実施します。県主催の大会なども促進します。
- ・地域の人とのふれ合いや、様々な世代の人との交流を促進するため、「ニュースポーツ」 関連のイベントの開催を検討します。
- ・子どもたちの体力を増進し、個に応じた指導体制の充実を図るため、体育の授業や各種 大会の練習などに際し、スポーツクラブの指導者やトップアスリートを派遣します。

スポーツ関連施設の維持・管理と充実

- ・鳥見山体育館、陸上競技場、町民プールをはじめ、構造改善センター、公民館などの施設も含めて、スポーツ活動の場となる各種施設について、適切な維持・管理に努めるとともに、町民ニーズに応えられるよう施設の充実を図ります。
- ・スポーツ活動の幅を広げるため、学校体育施設の活用を推進します。
- ・民間のアイデアと活力で利便性とサービスの向上を図る目的から、町民プールで導入済 みの指定管理者制度について、他の施設における導入の可能性・妥当性を検討していき ます。
- ・必要に応じて、放射線量の測定などを実施し、安全の確認を行います。

主要な事業(* のついているものは震災復旧・復興関連事業)

事業名称	事業の概要
スポーツ関連組織の育成事業	・体育協会の組織強化
	・「かがみいしスポーツクラブ」による生涯スポー
	ツの振興
	・スポーツ指導員の取組みの支援
スポーツ関連イベント事業	・鳥見山陸上競技場におけるスポーツイベントの
	開催 など
スポーツ施設管理運営事業	・町営のスポーツ施設(社会体育施設)の維持・
	管理と指定管理者制度(町民プールで導入済み)
	の新規導入検討 など
スポーツ施設における放射線対	・放射線量測定の実施など
策事業	

-2-(2) 町民保健と健康づくりの支援

現状と課題

- ・健康の維持・増進と保健衛生の向上は、幸福で安定した生活の前提となります。
- ・また、疾病予防により、医療費や福祉関連の支出の 肥大化を防ぐことで財政の健全さを維持し、様々な 施策を実行する財源を確保していくうえからも、重 要な政策課題です。
- ・こうした中、国は、2002年(平成14年)に健康 増進法を定め、また、特定検診に関わる制度を改正 するなどの対応を行っており、本町でも、これらの 動きに沿った施策を実施しています。
- ・保健と健康づくりは、町保健センター、町成田保健 センター、勤労青少年ホームなどを活用し実施して います。
- ・少子高齢化の進行や、生活様式の変化、運動不足や ストレスなどによる疾病の増加が懸念されており、 町民の保健と健康の維持・増進に対するニーズは、 今後も高まりをみせることが考えられます。
- ・母子保健や地域医療なども含めた総合的な観点から、各種の施策を推進していくことが課題となります。

震災が及ぼした影響

- ・東日本大震災は、住宅や公共施設などの物的な被害をもたらしたにとどまらず、町民の心身にも深刻な影響を与えました。
- ・生活環境の激変やストレスなどにより体調を崩す人がおり、いわゆる「災害うつ」などの増加傾向も報告されていることから、総合的・継続的に町民の心と体のケアに努めていくことが必要となっています。
- ・放射能汚染による健康被害が生 じないよう町民を守るととも に、「目に見えない災害」として 不安を抑えるための取組みも求 められています。

各種の検診の受診者数の推移

(単位:人)

検診名		2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
特定健康診査	集団検診	890	844	795
付足医尿形且	人間ドックほか	281	321	263
介護予防検診		170	165	
胃がん検診		855	764	614
子宮がん検診		422	449	510
乳がん検診		354	445	430
肺がん検診		1,409	1,280	1,255
大腸がん検診		548	445	485
骨粗しょう症検診		132	110	133
結核検診		751	688	686

施策の基本方針

健康増進の啓発と支援

- ・各施設を利用して、町民の健康の維持・増進のための事業を行います。
- ・生活習慣病をはじめとする疾病予防のための健康管理や健康増進、体力づくりなど、健康関連の情報を広く収集し、町民に提供するとともに、相談体制の充実を図ります。
- ・自らの健康を守ることは、自身のみならず、町民全体の利益となることを知ってもらえるように、医療機関などと連携して、啓発活動を推進します。
- ・「健康増進法」の理念に基づいて、喫煙や過度な飲酒の抑制、メタボリックシンドローム(生活習慣病につながる肥満状態など)の防止などに向けた雰囲気づくりを図ります。
- ・各種の健康診査の受診率の向上のため、情報の早期提供や受診の勧奨などを行います。
- ・地域での健康増進に関わる活動の支援、学校における食育の実施、スポーツや体育関連 事業の実施、近年全国的に増加傾向にある自殺の防止などに総合的に取組みます。

感染症対策の推進

- ・各種の予防接種について、国の判断基準を踏まえて、集団接種・個別接種を適切に判断 して実施します。
- ・新型インフルエンザなどの感染症に関する情報の収集と広報を行うとともに、万一の際には迅速・適切な対応を行います。

母子保健の充実

・大切な生命の誕生と成育を守り、母子ともに健康を維持・増進するため、健康診査、訪問指導、相談事業などを実施します。

地域医療体制の充実

- ・医療全般に関わる重要な情報や、町内のクリニックや歯科医院など、医療機関に関する 情報の収集と提供を図ります。
- ・近隣市町村の医療協議会の取組みなどを注視し、その動きを踏まえて適切な対応を講じます。

被災者の健康ケアの実施

- ・被災者の心身のケアのため、訪問による健康相談事業などを実施します。
- ・ニーズに応じた室内放射線量の測定、高濃度の施設の除染などを行います。

主要な事業(* のついているものは震災復旧・復興関連事業)

事業名称	事業の概要
健康増進事業	・健(検)診事業(総合健診・女性健診)
	・健康セミナーなどの健康教育事業
	・健康相談と訪問指導
	・地区組織による健康増進活動への支援
	・学校での食育教室
	・スポーツや体育関連事業の実施
	・自殺対策事業(講演会・キャンペーン等) など
感染症対策事業	・各種の予防接種の実施(集団接種・個別接種)
	・新型インフルエンザなどの感染症に関する情報収
	集と広報
母子保健事業	・妊婦及び乳幼児健康診査事業
	・新生児等訪問指導・養育支援訪問事業
	・乳幼児・児童の健康相談
	・心理士の個別相談会 ・歯科保健教室 など
地域医療推進事業	・公立岩瀬病院に対しての分賦金及び出資金の支出
	・須賀川地方保健環境組合における、休日夜間急病
	診療所の開設への分担金の支出
	・福島県総合医療システム運営費の支出
	・医療関連情報の提供 など
被災者の健康ケアに関わる事業	・訪問による健康相談の実施など
放射線量の測定事業	・個人放射線量測定(妊婦、0~18 歳を対象)
	・サーベイメーターによる空間線量測定
	・食品中の放射線量測定 (一般町民対象)
放射性物質除染事業	・高濃度の施設の除染

地域文化の保全・継承と創造

-3-(1) 地域の文化の保全・継承と新文化の創造

現状と課題

- 3

- ・本町には、国内で初めて西洋式牧場として開設され、唱歌「牧場の朝」の舞台ともなっている岩瀬牧場があり、町の重要な文化資源となっています。
- ・県指定の文化財として、「板絵 凌煙閣功臣画像八枚十二面」 と呼ばれる美術工芸品があるほか、町指定の文化財として、 史跡 4、天然記念物 4、有形民俗文化財 2、無形民俗文化財 2、工芸品 1、考古資料 10、歴史資料 1(オランダの鐘) が指定されています。
- ・法律で定められた文化財の保護に関しては、文化財保護審議 会が設置され、文化財保護事業の審議のほか、文化財パトロ ールなどを実施しています。
- ・また、伝統的な行事として、「仁井田八幡神社祭礼花火」や 「熊野神社太々神楽」などが行われています。

震災が及ぼした影響

- ・文化財では、笠地蔵と大 日自然石板碑が被害を 受けました。
- ・東京電力福島第一原子力 発電所の事故による放 射能汚染が、福島県全体 に対するイメージを損 ない、地域文化の保全・ 育成を図るうえでも障 害となっていることか ら、風評被害の撲滅が重 要な課題です。
- ・さらに、いちご、りんご、岩瀬きゅうり、梨といった特産品と、それを生み出している里 山風景なども、鏡石町の文化の一翼を形成していると考えられます。
- ・本町では、生涯学習文化協会による各種の事業の開催を支援するなどの取組みを行っていますが、様々な町の文化的な資源を、大切に保全し後世に伝えていくこと、そしてそのための担い手や人材の確保と育成などが課題となります。
- ・一方で、従来の資源を保全するにとどまらず、「産業の6次化(1・2・3次産業の連携により、付加価値と利益を生み出すこと)」などの取組みで、鏡石町ならではの新たな価値を 創造していくことも求められます。

文化関連の主要事業(生涯学習文化協会主催)

事業名称	内容
1.いきいき学級	クラフト教室、移動学習、健康教室など
2.ジョイフルライフ講座	陶芸、インディアカ、書道、フラワーアレンジメントなど
3.初夏の文化祭	さつき山野草、絵画、生徒作品展など
4.秋の文化祭	園児・児童・生徒作品展・芸能発表会など
5.自主事業開催	盆栽剪定教室・美術展など



- **町民からの提案** (「鏡石町のまちづくりに向けた町民 提言書 (平成 23 年 9 月 28 日)」から)
- ・恵まれた郷土の歴史や文化資源を掘り起こし、現代に 蘇らすことで多くの人を呼び、まちの活力を高めよ う。そのためのノウハウを蓄積しよう。
- ・優れた町の文化にさらに磨きをかけ、日常における地域住民の交流機会も増やすことにより、文化と交流のまちづくりを進めよう。

施策の基本方針

文化財と文化資源の保護とPR

- ・指定文化財について、関連する資料や記録などとともに適切に保護し、後世に伝えます。
- ・文化審議会の継続的な活動を図ります。
- ・小学校において、地域の歴史や伝統文化に関わる教育を行い、また充実を図ります。
- ・文化財やその希少性について、広く情報を提供し、啓発を図ります。
- ・本町のイメージを広げ高めるため、町のシンボルマークや町の花などの普及とPRを図るとともに、イメージキャラクターを新たに作成する可能性なども検討していきます。

文化関連の団体やイベント開催の支援

- ・「初夏の文化祭」、「秋の文化祭」などに代表される文化関連のイベントを、情報の周知や 共催などにより支援するとともに、その内容の充実や必要に応じた統合開催による事業 効果の増進などを検討します。
- ・町民のみならず、町外からも人を呼べるようなイベントとなるよう工夫します。
- ・文化活動の拠点となる公民館などの施設について適切な維持・管理を行うとともに、町 民や団体の文化活動を支援します。

文化の発掘と新文化の創造のための取組み

- ・本町のもつ魅力の再発見のため、地域情報の収集や提供、町歩きや写真コンテストなど、 町民自身による文化の発見と創造のための機会拡大の支援などを推進します。
- ・産業施策や都市づくり施策などと連携した総合的な取組みにより、新たな名産品や名所 などを創造することを目指します。
- ・公共施設や道路などの整備にあたって、個性ある文化の感じられるデザインや植栽など を工夫します。

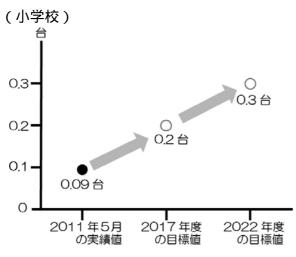
主要な事業

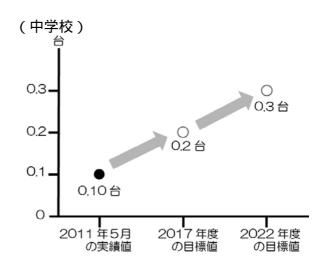
工女公子未				
事業名称	事業の概要			
文化財保護関連事業	・文化財の紹介や保護の重要性の啓発			
	・文化財保護審議委員会の継続的な活動			
	など			
文化関連イベント事業	・「初夏の文化祭」「秋の文化祭」などの文化関連			
	事業の開催支援			
文化発掘・創造のための事業	・町の文化的な資源(広義)の発掘のための取組			
	み(町歩き・写真コンテストなど)			
	・新たな特産品の開発とPR、ブランド化			
	・公共事業におけるデザインへの配慮 など			

教育・スポーツ・健康づくり・文化振興分野における目標指標

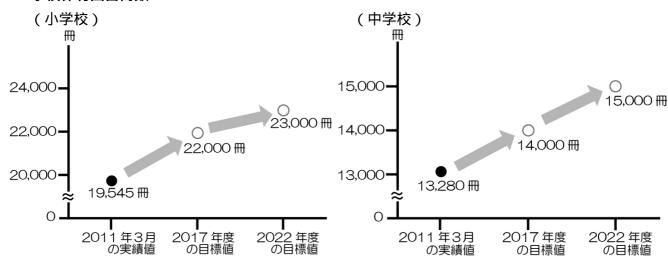
・教育・スポーツ・健康づくり・文化振興に関わる分野において、次に示す目標指標の達成を 目指します。

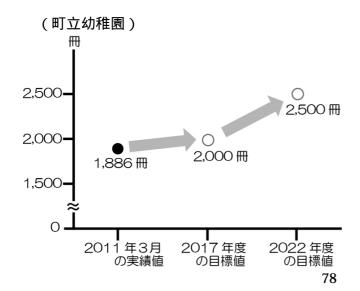
児童一人当りのPC台数

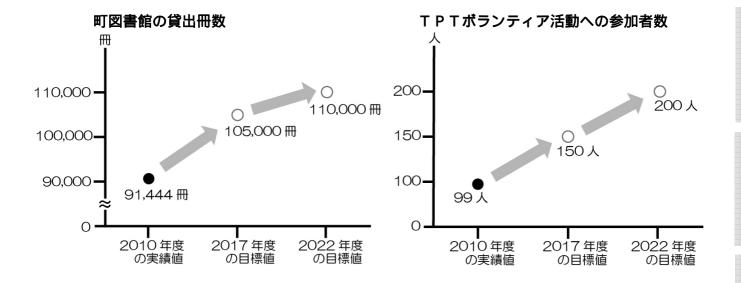


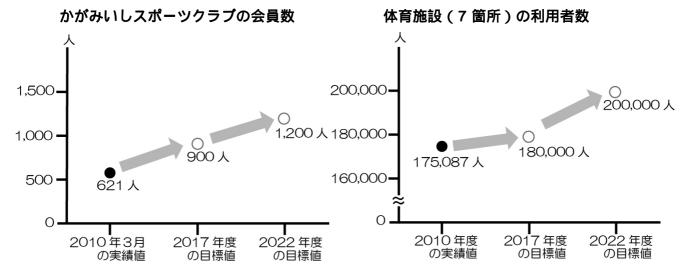


学校保有図書冊数

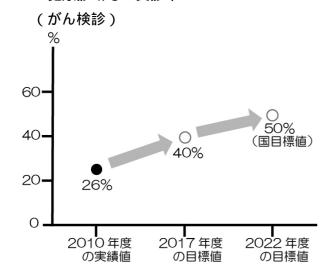


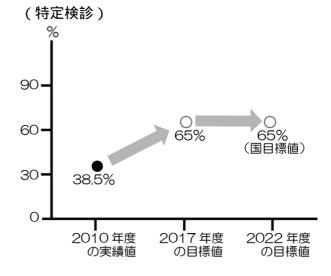


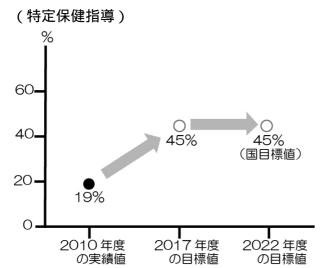




健康診断等の受診率







. 地域で支えあう、人にやさしい 鏡石をつくります!

~福祉・安心安全・コミュニティ形成分野~

あたたかみのある福祉のまちづくり

-1-(1) 高齢者福祉の充実

現状と課題

- 1

- ・全国的に少子高齢化が進行する中、町の老年人口比率 は約21.2%、幼年人口比率は15.6%(平成22年 国勢調査。県全体では各々25.0%、13.7%)と、現 時点では相対的に「若い世代の多い町」であるといえ ます。
- ・しかし、将来は、本町においても、高齢化、そして高齢者を支える若い世代の減少につながる少子化が進行していくことが懸念される状況にあります。
- ・そうした中、本町では、3ヵ年毎に「高齢者保健福祉計画」を改定して、在宅福祉サービスの充実、保健・医療・福祉の連携体制の強化、地域ケア体制の充実、介護予防と介護サービスの推進、高齢者の生きがいづくりなどの施策を実施しています。
- ・子育て施策や高齢者を支える力強いコミュニティづく りなどと連携して、高齢者が安心して暮らせるような 地域包括ケア体制を構築し、高齢者福祉の充実に努め ていくことが課題となります。

震災が及ぼした影響

- ・避難所となった老人福祉セン ターでも、壁に亀裂が生じる などの被害を受けました。
- ・住宅の倒壊などの被害を受けた高齢者も多く、生活の維持・再建に向けて依然として課題を抱えている人たちもみられます。
- ・いわゆる「災害弱者」となり やすい高齢者の生活支援とケ アを、継続的に推進していく ことが求められています。

年齢階層別人口の推移(国勢調査)

	1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)
幼年人口	2,628	2,340	2,193	2,089	1,991
構成比(%)	21.7%	18.9%	17.3%	16.4%	15.6%
生産年齢人口	8,109	8,216	8,292	8,238	8,093
構成比(%)	66.9%	66.4%	65.5%	64.6%	63.2%
老年人口	1,393	1,822	2,169	2,419	2,712
構成比(%)	11.5%	14.7%	17.1%	19.0%	21.2%
合計	12,130	12,378	12,743	12,746	12,815

*不明値があるため、各階層の積上げ値が合計値と一致しない場合がある。 *幼年人□:0~14歳、生産年齢人□:15~64歳、老年人□:65歳以上



町民からの提案 (「鏡石町のまちづくりに向けた町民 提言書 (平成 23 年 9 月 28 日)」から)

・全国的に高齢化が進んでいるが、町内には元気な高齢 者も多いので、高齢者の得意な分野を活かした活躍の 場をつくろう。

施策の基本方針

在宅福祉サービスの充実

- ・高齢者が、加齢や疾病などにより支援を必要とした時に、住みなれた地域や自宅で安心 して暮らし続けられるように、在宅福祉関連の支援事業を実施します。
- ・介護用品支給、緊急通報システム整備、緊急ショートスティ、施療券給付、寝具クリー ニング、福祉電話サービス、食生活改善のためのアドバイスなど、多角的な視点から被

介護者と家族などの介護者の支援を図ります。

地域ケア体制の充実

- ・行政とともに地域福祉、高齢者福祉の中心的な役割を担う、社会福祉協議会の活動の支援を継続します。
- ・地域包括支援センターが核となって、地域の福祉サービスの提供事業所や医療機関、民 生委員、健康推進員、食生活改善推進員、福祉関連のボランティアなどと連携し、高齢 者福祉や介護に関わる各種の事業を実施します。
- ・地域福祉に関わる活動を行う団体への支援事業を行います。
- ・高齢者福祉に関する幅広い情報の提供や、高齢者を地域で支える重要性について、広報 や啓発などを行います。
- ・特に震災の発生により、悩みや問題を抱える高齢者のための相談体制の充実に努めます。

介護予防と介護サービスの推進(介護保険事業のより詳細については、 -2-3 で記述)

- ・介護を必要とする時に、その介護の必要度などから、ふさわしい介護サービスを選択して受けることができる「介護保険制度」の事業運用を行います。
- ・要介護状態になることを遅らせ、あるいは防ぐため、地域包括支援センターを核に、相 談事業や体操や運動の指導など、介護予防に関連した事業を実施します。

高齢者の生きがいづくり

- ・高齢者が生き生きと暮らせるように、生涯学習活動の機会の提供、高齢者を対象とした 各種の事業を実施します。
- ・高齢者団体の活動、就労、ボランティア活動、健康づくり、レクリエーションなど、多 角的な観点から、高齢者の社会参加といきがいづくりの支援を行います。

主要な事業(* のついているものは震災復旧・復興関連事業)

事業名称	事業の概要
在宅高齢者への福祉事業	・高齢者の在宅福祉関連の支援(介護用品支給、緊急通報シ
	ステム整備、緊急ショートスティ、施療券給付、寝具クリ
	ーニング、福祉電話サービス、食生活改善など)
社会福祉協議会への支援	・町の高齢者福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会に
事業	対する経費の一部補助などの支援
地域福祉活動団体への支	・民生児童委員協議会、ボランティアセンター、赤十字奉仕
援事業	団、須賀川地区保護司会鏡石方部会といった福祉関連団体
	への経費の一部補助などの支援
老人福祉施設運営事業	・特別養護老人ホーム(社会福祉法人岩瀬福祉会)の運営及
	び入所負担への支援
介護保険及び介護予防事	・介護保険事業計画の策定と給付
業	・介護状態となることを予防するための相談事業・運動支援
	事業のなど
高齢者生きがい対策事業	・老人クラブ連合会、シルバー人材センターなどの活動に対
	する経費の一部補助
震災関連相談事業	・震災からの復旧・復興支援のための高齢者相談事業

- 1 - (1)の計画は、社会福祉法第 107 条に定める「地域福祉計画」を兼ねるものとします。

-1-(2) 児童福祉と子育て支援

現状と課題

- ・児童福祉は、生活に困窮している世帯、ひとり親 世帯の支援、児童虐待の防止、保育サービスの提 供などの役割を果たす重要な行政分野です。
- ・保育サービスは、女性の社会進出を支援する役割 も担うことになります。
- ・こうした需要は、いずれも高まりをみせており、 本町では、ひとり親世帯への医療費補助、関係機 関と連携した児童虐待の早期発見と問題の解決な どを進めています。
- ・保育サービスについては、需要の高まりと多様化 に対応するため、鏡石保育所の本園に加えて分園 を整備し、保育時間の延長などの取組みを行うと ともに、放課後児童クラブの拡充による児童の放 課後の居場所づくり、未就学児を対象とした「つ どいの広場」などの事業を行っています。
- ・今後もこれらの事業の継続・充実を図るとともに、 まちづくりなどの分野の施策との連携により、安 心して快適に暮らせる子育て環境を提供していく ことが課題となります。

震災が及ぼした影響

- ・保育所や児童館などにおいて、壁 に亀裂が生じるなどの物的被害 を受け、保育にも影響が及びまし た。
- ・一部の放課後児童クラブなどの活動の場となっていた第一小学校の体育館が使用できない状態となったことから、その活動場所が児童館に変更されるなどの影響を受けました。
- ・子どもたちの心も大きく傷ついて いると推測されることから、しっ かりとしたケアを継続していく ことも重要な課題であると考え られます。
- ・生活困窮世帯の生活再建も、考慮 すべき課題です。

保育所及び認定保育園入所者数の推移

		2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
	乳児	8	13	9	11	9
	1~2歳児	58	57	50	48	53
保育所	3歳児	41	33	35	31	33
	4歳児以上	61	64	61	48	59
	合計	168	167	155	138	154
	乳児			19	15	14
認定保育園	1~2歳児			34	47	50
心足坏自因	3歳児			0	0	1
	合計	0	0	53	62	65

児童館・放課後児童クラブの利用者数の推移

		2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
	一時利用	4,992	5,208	4,664	760	2,070
	母親クラブ	1,097	775	620	522	175
児童館	ふれあいサ ロン	424	918	432	141	35
	合計	6,513	6,901	5,716	1,423	2,280
	一小児童ク ラブ	99	100	116	72	72
放課後児童	一小第2児童 クラブ				29	27
	二小児童ク ラブ	32	38	39	32	33
	合計	131	138	155	133	132

保育の充実と幼児教育との連携

- ・保育所や放課後児童クラブとして利用されている施設と備品の整備と適切な維持・管理 を行います。
- ・保育内容の充実と、研修などによる保育士などの関連職員の資質の向上を図ります。
- ・低年齢児保育や延長保育・一時保育など、保育の多様化を図ります。
- ・認定保育園への支援などにより、公民の適切な役割分担による保育サービスの拡大を図ります。

総合的な子育て支援策の推進

- ・保育所のもつ地域の子育て拠点機能の強化を図ります。
- ・つどいの広場事業などの子育て支援策の継続と充実を図ります。
- ・子ども手当(児童手当)の支給により、子育て家庭への財政的な支援を行います。
- ・こども医療費の助成事業を継続します。
- ・子どもの遊び場として、児童広場の整備などを進めます。
- ・子どもの参加できるイベントの振興、あたたかいコミュニティづくりの支援などにより、 地域ぐるみの子育て支援の環境づくりを図ります。

児童福祉の充実

- ・ひとり親家庭の自立支援の事業をはじめ、既存の児童福祉関連の事業の継続を図ります。
- ・各種の福祉サービス事業所のほか、社会福祉協議会や民生児童委員との連携の強化と、 各々の活動の充実に向けた支援を行います。
- ・児童虐待の未然防止と、早期発見のための啓発や相談事業などの取組みを継続します。

事業名称	事業の概要
保育所運営事業	・両親の共働きなどにより「保育に欠ける」児童に対し
	て、日中保護者に代わり保育を実施
認定保育園支援事業	・民間の鏡石栄光保育園(認定こども園)の運営支援
児童館・放課後児童クラブ事	・第一小学校の校舎改築に併せた児童館・放課後児童ク
業	ラブ等の整備
	・児童の放課後の活動の場としての児童館の運営
	・第二小学校における放課後児童クラブの運営
つどいの広場事業	・保育所等への未就園の幼児を対象とした、親子の交流
	や相談などの場の提供
児童公園整備事業	・各地区の児童公園(遊具・植栽など)の整備
子ども手当(児童手当)事業	・子どものいる家庭に対して、年齢などに応じた手当
	を支給
子ども医療費助成事業	・子どもの医療費に対する助成
児童虐待防止事業	・子どもの虐待の防止と早期発見のための情報交換や家
	庭児童相談員による相談
ひとり親家庭自立支援事業	・ひとり親家庭に対して、その自立支援のために医療負
	担を補助
放射線対策事業	・児童福祉施設における除染
	放射線量の測定 など

-1-(3) 障がい者福祉の充実

現状と課題

- ・国による障がい者福祉政策は、2005年(平成17年)に成立した「障害者自立支援法」を基本として、従来の「措置」から「サービスの自己選択」へ考え方が転換されました。
- ・これにより、よりきめ細かな支援が可能になった一方で、 利用負担の増加を伴うものであり、国において、制度改正 の可能性が議論されています。
- ・2013年(平成25年)中に「障害者自立支援法」から「障害者総合福祉法」への制度改正が予定されており、こうした国の動きに引き続き注視していくことが必要です。
- ・本町では、2007年(平成19年)3月に「鏡石町障がい福祉計画」を策定し、障がい者への理解と認識、早期発見と早期療育、福祉サービスの充実、障がい者(児)教育の充実、生きがいと社会参加、やさしいまちづくりといった施策に取組んできました。
- ・しかし、障がい者を支援する組織や事業所の不足する状況 は依然として深刻であり、国や県などの支援を受けつつ、 障がい者団体などと連携しつつ、各種の障害者福祉施策の 継続と充実に努めていく必要があります。

震災が及ぼした影響

- ・一部の福祉サービス事業所 が損壊したことで、障がい 者の人たちの利用が困難 な時期がありました。
- ・ガソリンの不足により、医 療機関への通院などに支 障をきたす例もみられま した。
- ・障がい者は、避難や情報の 入手、移動などのうえで 様々なハンディキャップ を負っていることから、こ れらを教訓としていく必 要があると考えられます。

身体障がい者数の推移(手帳保有者数)

		2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
		(平成19年度)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)
視	覚	28	26	26	25	25
聴	覚	23	28	26	28	26
音	声	1	1	0	0	0
肢	体	250	254	250	255	253
内	部	130	123	138	140	148
合	計	432	432	440	448	452

知的障がい者数の推移(療育手帳保有者数)

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
	(平成19年度)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)
A (最重度・重度)	35	37	36	34	37
B (中度・軽度)	37	41	45	53	57
合 計	72	78	81	87	94

施策の基本方針

障がい者への理解と認識向上

- ・障がい者とその自立支援の必要性に対する理解を高めるため、啓発活動を行います。
- ・学校教育などの場で、保健・福祉に関する知識と理解を高める取組みを行います。
- ・健常者と障がい者を分け隔てることのない「 ノーマライゼーション」の思想を基本に、 自然な形で交流やふれあいができるような取組みを行います。

早期発見と早期療育

- ・障がいの発生予防のため、妊産婦に対する指導や検診などの取組みを行います。
- ・健康づくり、生活習慣病予防、介護予防などの取組みを総合的に進めます。
- ・検診などにより、障がいを早期発見し早期に治療することに努めます。
- ・障がい者の早期療育に、保健・医療・福祉の関連組織が連携して取組みます。

障がい者福祉サービスの充実

- ・障がい者のための相談事業や情報提供の充実を図ります。
- ・在宅サービスの充実のための多様な施策の推進を基本に、多様なニーズに応える施設福 祉サービスの充実を図ります。
- ・社会福祉協議会やボランティアなどを支援し、「地域の力」による福祉向上に努めます。

障がい者(児)教育の充実

- ・福祉と自立促進の観点から、障がい児の保育所などへの入所機会の拡充を図ります。
- ・県などの関係機関との連携により、障がい者(児)の適切な就学を、保護者や本人の意向を尊重して支援します。
- ・養護学校と小中学校の児童生徒間の交流の活発化を図ります。
- ・障がい者の生涯学習やスポーツ・文化活動を支援します。

生きがいづくりと社会参加

- ・企業への啓発などにより、障がい者の雇用の促進と安定を図ります。
- ・国や県の関連組織などと連携して、障がい者の職業訓練などを推進します。
- ・就労の場の確保のための作業所の活動支援、グループホームなどの生活の場の提供を図ります。
- ・スポーツやレクリエーション、趣味などの多様な活動への参加機会の提供を図ります。

やさしいまちづくり

・県の「人にやさしいまちづくり条例」の理念と内容を踏まえて、障がい者が安全・快適 に利用できる住宅や、施設、屋外環境の整備を図ります。

事業の概要
・障害者自立支援法に基づく福祉サービスを受給するため
の手続きと給付(国の制度に基づく事業。法改正の動き
があった場合には迅速・的確に対応)
・障がい者の生活支援のための事業
・相談支援、コミュニケーション支援、地域活動支援セン
ター事業、移動支援事業、日常生活用具給付事業、日中
一時事業のなど
・重度の疾病を抱える障がい者に対して、医療費の一部を
給付
・人工透析のため通院する人に対しての交通費助成
・身体障がい者の部位欠損、機能損傷を補い、日常生活能
力の向上のための補装具の交付と修理
・重度心身障がい者タクシー料金助成事業、在宅重度障が
い者対策事業、おむつ券給付事業、一般障がい福祉事務
・震災からの復旧・復興支援のための障がい者相談事業

-2-(1) 医療保険制度の適正な運用

現状と課題

- 2

- ・わが国では、すべての人が公的な医療保険制度に加入する 「国民皆保険」が実施されていますが、この医療保険制度 の柱として、市町村が運営する国民健康保険があり、町民 の健康維持、増進に大きな役割を果たしてきました。
- ・また、平成 20 年度には 75 歳以上を対象とした後期高齢 者医療制度が創設され、県内すべての市町村で構成される 「福島県後期高齢者医療広域連合」によって運営されてい ます。
- ・しかしながら、疾病の多様化、医療の高度化等により医療 費は年々増加する一方、少子高齢化の急速な進展、就業構 造の変化などにより国民健康保険税の収納率は低迷して おり、国民健康保険の財政は極めて厳しい状況にありま す。
- ・こうした中、国民健康保険については保険財政の安定化を 目的とした広域化の検討、後期高齢者医療制度については 制度そのものの見直しが進められているなど、その動向に 適切に対応していくことが必要となっています。

震災が及ぼした影響

- ・医療保険制度自体に直接影響が及んだわけではありませんが、復興に向けた膨大な支出が必要とされる中、医療保険制度の財政がさらに厳しさを増すことが考えられます。
- ・失業者の増加や、生活再建 のための負担増による、国 民健康保険税の収納率の 低下が懸念されます。

国民健康保険関連の諸数値の推移(年度末の数値)

		2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)
加入世帯数	(世帯)	2,320	2,301	2,299	1,941	1,961
被保険者数	(人)	5,425	5,257	5,132	4,105	4,068
1人当り負担	■額(円)	76,741	78,972	80,106	75,965	78,587
	療養諸費	621,309	669,933	696,821	711,395	741,148
給付の状況	高額療養費	45,730	51,754	56,783	64,723	78,036
(円)	出産育児一時金	8,100	6,950	5,250	6,400	9,802
(11)	葬祭費	2,040	2,190	2,040	730	850
	総額	677,179	730,827	760,894	783,248	829,836
1人当り医	一般被保険者分	177,593	185,249	192,113	226,325	238,245
療費(円)	退職被保険者分	279,580	334,969	380,640	309,269	324,362

国民健康保険税の収納率の推移

		2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
I	調定額	4億3,804万円	4億3,582万円	3億3,582万円	3億4,471万円	3億7,191万円
	収納額	3億9,221万円	3億8,856万円	2億9,201万円	2億9,470万円	3億2,034万円
ſ	収納率	89.54%	89.16%	86.95%	85.49%	86.13%

国民健康保険税の適正な賦課・徴収

- ・保険税の適正な賦課と徴収業務を行います。
- ・滞納者への適正な納税相談、収納体制の強化を図り、収納率の向上に努めます。

国民健康保険財政の安定に向けた総合的取組み

- ・40 歳以上を対象とした特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上を図り、医療費の抑制に努めます。
- ・各種保健事業を実施し、町民の健康増進を図るとともに、医療費の適正化に努めます。

医療保険制度改正への迅速・的確な対応

・現在国において、国民健康保険制度の広域化、国民健康保険制度と他の公的医療保険制度との統合、後期高齢者医療制度の見直しなどが検討されており、将来はこれらの仕組み自体が変更となる可能性があるため、制度改廃の動きに注視し、迅速・的確に対応します。

主要な事業

事業名称	事業の概要
国民健康保険税の賦課・徴収事業	・保険税の適正な賦課・徴収
	・滞納者への納税相談、収納体制の強化などの収
	納率向上対策
国民健康保険財政の安定のための	・特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上
事業	・各種保健事業の実施

-2-(2) 国民年金制度の適正な運用

現状と課題

- ・老後の生活資金や、障がい者や遺族となった場合に備え た資金を積み立てておく公的な年金制度の中核に、日本 年金機構が管理・運営する「国民年金」があり、基本的 に 20 歳以上の全ての人に加入が義務づけられていま す。
- ・そのうえで、企業に勤務している人向けの「厚生年金 (会社と本人が各々半々程度負担)」や公務員などのため の「共済年金」、そして、さらなる上積みを行うための任 意の「年金基金(国民年金基金・厚生年金基金など)」が あり、いわゆる3階建ての年金制度が形成されています。

震災が及ぼした影響

- ・国民健康保険と同様に、年 金財政についても、復興支 出が必要とされる中、さら に厳しさを増すと考えられ ます。
- ・本町でも、将来的に町民の 老後の生活への影響などが 懸念されるため、留意が必 要であると考えられます。
- ・しかし、将来の年金不安などによる不払いが増えているほか、少子高齢化に伴う被保険者 の減少と年金受給権者の増加、就業状況の多様化に伴う被保険者資格の複雑化など、多く の課題が生じています。
- ・さらには、世界経済の低迷により、多くの年金や年金基金の運用状況が悪化する状況もみられます。
- ・こうした中、公的年金制度を将来にわたって公平な持続性のある制度としていく観点から、国では、年金制度についても抜本的な見直しに関わる検討を進めています。
- ・本町では、国などによる改正に関わる動向に注視しつつ、年金制度についての周知や広報 などの取組みを継続していくことが課題となります。

国民年金の給付と保険料の推移(金額は概数)

		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
		(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)
老齢給付	年金額	145万6千円	152万1千円	159万2千円	159万2千円	170万2千円
12 图7 和 1 1	件数	2,427	2,504	2,595	2,595	2,719
障害給付	年金額	12万9千円	12万7千円	12万9千円	13万4千円	15万1千円
19年11月	件数	146	144	148	152	173
遺族給付	年金額	3万7千円	3万9千円	2万6千円	2万9千円	2万4千円
退狀和刊	件数	49	53	36	38	37
計	年金額	162万3千円	168万7千円	174万7千円	175万4千円	187万7千円
	件数	2,622	2,701	2,779	2,785	2,929
保険料月額		13,860円	14,100円	14,410円	14,660円	15,100円
第1号(人)		2,427	2,158	2,200	2,159	2,046
第2号(人)		791	794	770	788	783
計		3,218	2,952	2,970	2,947	2,829

国民年金関連事務の適正実施

・国民年金の請求など、町の窓口でできる各種の手続きについて、迅速・適切に処理します。

年金制度全般にわたる情報提供と相談体制の充実

- ・国民年金をはじめ、公的年金の仕組みについて町民の理解を得るため、関連する情報の 周知と広報を行います。
- ・年金は、町の直接の事務事業ではありませんが、町民生活に密接に関わる事がらである ため、関係機関との連携など、年金全般に関わる相談体制の充実を図ります。

制度改正への対応

・国などによる制度改正の動向などについての情報を収集し、改正が決定した場合には速 やかに町民に対しての周知を図ります。

主要な事業

事業名称	事業の概要
国民年金関連事務事業	・国民年金請求などの窓口事務
年金制度の情報発信と相談事業	・年金制度全般の周知と広報
	・年金制度全般に関わる相談体制の整備

-2-(3) 介護保険制度の適正な運用

現状と課題

- ・介護保険制度は、介護サービスを、従来の行政による「措置」から「自己選択」へと変え、地域の力によって支える「介護の社会化」を目的として、2000年(平成12年)に導入されたものです。
- ・介護保険料をあらかじめ納付しておき、介護の必要性が 生じた(要介護認定を受けた)際に、その程度に応じて 様々な介護サービスの受給を可能とするものです。
- ・本町では、これまでに 4 期にわたって「介護保険事業計画」を定めて介護保険事業を進めてきました。
- ・しかし、本町でも、高齢化の進行に伴って要介護認定者が増加し、介護の担い手の確保などが難しくなっている ほか、介護保険財政の持続性を将来にわたって確保して いくことが求められています。
- ・介護サービスの維持・充実とともに、介護状態となることを防止したり遅らせたりするための「介護予防」の取組みが課題となっています。

震災が及ぼした影響

- ・各種の介護サービスの供給が 停止し、介護の必要な人たち の生活に深刻な影響が及び ました。
- ・介護をめぐる様々な課題が、 震災により顕在化した面も あると考えられることから、 今後の施策の推進にあたっ て教訓としていく必要があ るといえます。

要介護認定者数の推移

	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
要支援1	55	49	47	49	46
要支援 2	25	48	37	53	63
要介護1	86	66	68	71	59
要介護2	54	49	54	60	74
要介護3	56	55	49	46	51
要介護4	43	50	61	62	57
要介護5	52	52	45	54	45
合計	371	369	361	395	395

*各年10月末現在

施策の基本方針

介護保険事業の計画的な実施

・3 ヵ年毎に改定する「介護保険事業計画」に基づいて、介護サービスの需要量を把握し、 適切な事業実施を図ります。

介護サービスの維持・充実

- ・住み慣れた自宅で介護を受けることのできる居宅サービスを中心としつつ、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターなど各種施設への通所によるサービスや認知症高齢者グループホームなどの入居によるサービスなど、多様な介護サービスの継続と充実を図ります。
- ・介護に関わる相談や支援のための拠点として、「地域包括支援センター」を運営します。

- ・高齢者や家族に対する総合的な相談事業、被保険者の権利擁護事業、ケアマネージャーへの支援事業など、様々な観点から各種の事業を実施します。
- ・こうした各種の介護サービスの提供のための人材の育成や関連団体への支援を図ります。
- ・ボランティアや民間事業者の力を活用した事業を推進します。

主要な事業

事業名称	事業の概要
介護保険計画策定事業	・介護サービスに関わる事業計画の策定(3 ヵ年計画)
介護保険給付事業	・要介護認定者に対しての介護認定と必要な保険給付
包括的支援事業	・介護予防事業のマネジメント、高齢者や家族に対する 総合的な相談、被保険者の権利擁護、ケアマネージメ ント業務への支援 など
介護予防事業	・介護状態になることを予防するための健康相談・運動 指導(仮設住宅入居者等も含む) など

安心・安全な地域社会づくり

-3-(1) 防災性の向上

現状と課題

- ・本町は、1998 年 (平成 10 年)の洪水・水害をは じめ、自然災害に見舞われたことがありましたが、地 形が平坦であることなどから、その頻度は比較的少な かったといえます。
- ・しかし、阪神・淡路大震災や中越地震なども教訓として、大災害への備えの重要性を認識し、「鏡石町地域 防災計画」に基づいて各種の取組みを実施してきました。
- ・消防団を中心とした自主防災組織を組織化しています。
- ・しかし、2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災は、従来の想定をはるかに超える激甚災害となり、本町にも大きな爪あとを残しました。
- ・今後は、震災からの復旧・復興と並行して、より災害 に強い防災まちづくりを進めていくことが求められ ています。
- ・その際には、地震災害対策にとどまらず、台風や集中 豪雨などの風水害対策や、防火対策など、幅広い分野 における対策を検討することが課題となります。

震災が及ぼした影響

- (詳細は、基本構想の「2-2.東日本大震災による被災の概況」を参 照)
- ・本町では、死者こそ出なかった ものの、建物や道路や下水道な どの公共施設の損壊をはじめ、 住宅の倒壊などにより避難を 余儀なくされた人が多く発生 するなど、甚大な被害を受けま した。
- ・さらには、東京電力福島第一原 子力発電所の事故による放射 能漏れにより、風評被害ばかり ではなく、高濃度の放射性物質 の拡散による土壌汚染などの 実害も被り、今後克服しなけれ ばならない大きな課題となっ ています。



町民からの提案(「鏡石町のまちづくりに向けた町民提言書(平成 23 年 9 月 28 日)」から)

- ・平時から地域の連絡網や見守り体制を整え、いざというときに 連絡が取りあえ、助けあえるコミュニティづくりをしよう。
- ・町には新しい防災計画の早期策定をお願いしたいが、町民がつくる自主的な防災対策も必要だ。また、火事を対象に少数で行ってきた防災訓練を、多くの町民を交えた総合防災訓練にすることも。開業医が多いので医者マップ、災害時の協力井戸のマップをつくると良い。今回の被災体験を生かして次の災害に備えよう。

主な災害の履歴

被災年月日	災害種別	備考
1941年(昭和16年)7月	洪水・水害	被害世帯80
1945年(昭和20年)4月7日	火災	被害世帯8
1946年(昭和21年)1月1日	火災	被害世帯61
1947年(昭和22年)4月17日	火災	被害世帯66
1966年(昭和41年)6月28日	洪水・水害	
1966年(昭和41年)9月25日	洪水・水害	
1986年(昭和61年)8月5日	洪水・水害	被害世帯73
1998年(平成10年)8月27日	洪水・水害	被害世帯5
2011年(平成23年)3月11日	地震	東日本大震災
2011年(平成23年)9月21日	洪水・風水害	台風15号による被害。ふれ あいの森の管理棟の倒壊等

震災からの復旧・復興の取組み

- ・他の項目に記述しているように、東日本大震災からの復旧・復興に全力を傾注します。
- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故により漏れ出した放射能汚染の状況について、引き続き監視を続けるとともに、除染や風評被害対策などの取組みを、実施していきます。

多面的な防災対策の推進

- ・災害が発生した際の即応体制の強化を図るため、町の防災の基本となる「地域防災計画」 を改定します。
- ・道路や公園の整備、公共建築物をはじめとする建物の耐震化と不燃化、橋梁や擁壁など の構造物の点検強化などの適切な維持・管理、排水施設の整備などを総合的に進めるこ とで、「災害に強いまちづくり」を進めます。

地域の防災力の強化

- ・消防団員の確保や消防装備(車両)の計画的な更新・充実など、消防団の活動の強化に 向けた支援を行います。
- ・地域の防災力を強化するため、災害対策の重要性や自主防災組織の充実に関わる情報の 提供や啓発を行うとともに、防災訓練の機会の確保、内容の充実を図ります。
- ・高齢者や障がい者、子どもなど、災害が発生した際に、特に助けを必要とする「要援護者」に配慮した防災体制の充実に留意します。

主要な事業(*震災復旧・復興関連事業は、他の項目で記述しています。)

事業名称	事業の概要
防災力の強化関連事業	・「鏡石町地域防災計画」の見直し
地域の防災体制整備事業	・消防団や自主防災組織の活動支援
防災施設設備整備事業	・消防施設整備計画による整備の推進(ポンプ車・
	小型ポンプ積載車整備・屯所整備)
	・防災無線の普及
災害に強いまちづくり事業	・道路・公園・排水施設などの整備
	・構造物の適切な維持・管理
	・建物の不燃化・耐震化の促進(特に役場や小中学
	校校舎等の公共施設の耐震診断及び耐震化の促
	進)

-3-(2) 防犯のまちづくり

現状と課題

- ・町民の安心安全な暮らしを実現するうえで、防犯 は重要な政策課題です。
- ・治安対策の強化などの結果、犯罪の認知件数自体は、近年減少する傾向がみられますが、インターネットを悪用した犯罪や、電話による詐欺などの新しい犯罪の出現と手口の巧妙化などにより、町民の防犯に対する期待は非常に強くなっています。
- ・こうした中、本町では、2002年(平成14年) に施行した「やすらぎとうるおいのある牧場の朝 のまち地域安全条例」を基本に、防犯パトロール 活動をはじめとする各種の取組みを進めていま す。
- ・暴力団対策としては、2004年(平成 16 年) に「不当要求行為等対策条例」を施行しており、 暴力団の追放を目指しています。
- ・今後も、警察や各種団体、地域などと連携して、 犯罪の温床をなくすこと、防犯体制を強化してい くことが求められています。
- ・テロ対策や外国からの侵略行為から町民を守る ため、国民保護法に基づく「国民保護計画」があ りますが、その周知なども課題です。

震災が及ぼした影響

- ・被災地では、震災後にも暴動や略奪 などの犯罪行為がほとんどみられ ず、互いが協力し合う日本人の道徳 意識の高さが、外国のメディアなど から賞賛されました。
- ・本町においても、震災に乗じた犯罪 行為はそれほど多くありませんで した。(放射能測定やがれきの回収 にあたっての高額請求の事犯は報 告されています。)
- ・しかし、生活の再建などがうまくいかない場合、震災により受けた心の傷が犯罪に結びついていく恐れもあるといわれます。
- ・きめ細かな支援とまちの復興に向け た取組みの重要性が、防犯面でも必 要であると考えられます。

本町内における犯罪認知件数の推移

種別	2006年 (平成18年)	2007年 (平成19年)	2008年 (平成20年)	2009年度 (平成21年)	2010年 (平成22年)		
粗暴犯罪	1	6	3	2	6		
窃盗	179	123	126	128	110		
詐欺	15	4	5	1	3		
その他	28	24	22	27	32		
合計	223	157	156	158	151		

犯罪の根本原因の除去

- ・犯罪の一因として、解雇や差別などの結果としての貧困、離婚に代表される家庭不和や 虐待経験による心の傷などがあげられます。
- ・震災からの復旧・復興の取組みを迅速に、しかも丁寧に行う一方で、雇用の創出・福祉・ 教育・まちの活性化といった施策を総合的に進め、結果として犯罪の少ない町の実現を 図ります。

地域の防犯活動の推進

- ・警察(所轄は須賀川警察署)や町防犯協会をはじめとする関連団体などと連携して、地域の防犯活動を推進します。
- ・各季の防犯運動や全国地域安全運動の周知を図るとともに、自主防犯活動の定着や防犯 意識の高揚のための啓発活動などを展開し、安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづ くりを目指します。
- ・防犯パトロールなどの運動、暴力追放運動、防犯対策会議の開催による現状把握と対策 協議などを行います。

防犯に留意した都市空間づくり

- ・犯罪者にとって、犯罪を行いにくい都市空間づくりに配慮します。
- ・特に問題の多い死角や暗所の解消、道路や公園などの都市施設の整備にあたっての配慮、 街路灯(防犯灯)やカーブミラーの設置などを進めます。

テロ対策等の実施

・テロや武力攻撃事態に備えて策定されている「鏡石町国民保護計画」に基づいて、警察 などと連携したテロへの警戒と未然防止などの取組みを実施します。

主要な事業

事業名称	事業の概要
犯罪の根本原因の除去に関わる事	・震災からの迅速で適切な復旧・復興
業	・雇用の創出・福祉・教育・まちの活性化といっ
	た施策の総合的な推進
地域安全活動事業	・地域安全協議会と活動推進員の活動支援
	・防犯協会の活動支援
	・防犯指導隊員の活動支援
	・駅前地区での防犯対策事業
	・防犯灯の新設・修繕
犯罪防止の都市空間づくり事業	・犯罪抑止効果を考慮した都市施設(道路・公園
	など)の整備 など
テロなどの未然防止関連事業	・国民保護計画に基づくテロなどの未然防止

-3-(3) 交通安全対策の推進

現状と課題

- ・本町は、県内では相対的に交通事故の発生が多いところ であり、2010年(平成22年)に68件発生しました。
- ・交通事故の発生原因は複合的なものであり単純に特定す ることは困難ですが、比較的平坦で自動車が速度を出し やすいことが影響していることも推測されます。
- ・特に、高齢者を含んだ事故(被害者・加害者とも)や夜 間に発生する事故が多いといわれ、今後も高齢化や外出 時間の多様化などが進行することが予測されることか ら、適切な対策を講じていくことが課題となります。
- ・本町では、交通対策協議会、交通安全協会、交通安全母 の会といった組織が作られており、交通安全に関わる活 動を行っています。
- ・今後も、これらの組織と連携して、交通安全対策をさら に徹底し、「交通事故のない安全で安心なまち」の形成に 努めていく必要があります。

震災が及ぼした影響

- ・震災により、道路や橋梁な どが被害を受け、陥没や隆 起、舗装への割れ目の発生、 電柱の傾斜などが発生しま した。
- ・このことにより交通事故の 発生件数が増加したという 明確なデータはありません が、円滑で安全な交通への 影響があったことは事実で あると考えられます。

交通事故の発生件数の推移

区分	2006年 (平成18年)	2007年 (平成19年)	2008年 (平成20年)	2009年度 (平成21年)	2010年 (平成22年)
件数	76	93	95	68	68
死亡(人)	0	1	2	1	1
負傷者数(人)	108	114	108	91	86

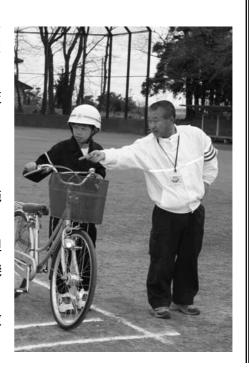
施策の基本方針

交通安全の体制整備

- ・交通対策協議会、交通安全協会、交通安全母の会と いった交通安全に関連する組織の活動を支援し、ま た相互に連携した交通安全事業を進めます。
- ・警察(所轄は須賀川警察署)や県などとの間で、交 通安全に関わる情報の共有化などを推進します。

交通安全性の高い道路空間の形成

- ・交通事故多発箇所などの把握と重点的な対策の実施 を図ります。
- ・道路の整備にあたって、県や警察などと連携・分担 して、ガードレール・カーブミラー・標識・信号機 などの交通安全施設の整備を進めます。
- ・交通安全性を向上するため、線形や交差点形状の改 良などの工夫を検討します。



交通安全に関する意識向上のための普及・啓発

- ・各季の交通安全運動を、警察や地域などと連携して実施します。
- ・小中学校において、交通安全教育の充実・強化を図ります。
- ・広く町民や団体、事業所全体に対して、交通安全に関わる情報の提供と、その重要性に 関わる啓発を行います。

主要な事業

事業名称	事業の概要
交通安全関連組織の支援事業	・町交通対策協議会、町交通安全協会、町交通安全母
	の会などの交通安全に関連する組織の活動支援と連
	携
交通安全施設整備事業	・県や警察などと連携・分担した、ガードレール・カ
	ーブミラー・標識・信号などの交通安全施設の整備
	推進
交通安全意識啓発事業	・各季の交通安全運動の実施
	・小中学校における交通安全教育の充実・強化
	・交通安全に関わる情報の提供と、その重要性に関わ
	る啓発

-3-(4) 消費者保護の推進

現状と課題

- ・経済の グローバル化、高度情報化の進展、食糧・資源 問題の深刻化、少子高齢社会の到来などにより、消費 生活をめぐる環境は大きく変化しています。
- ・消費者のライフスタイルの変化や価値観の多様化などがみられる一方で、インターネットを悪用した詐欺などが増加しており、消費者の安心・安全を守るための支援の必要性が高まっています。
- ・こうした中、県に消費生活相談センターが設置され、 各種の情報の提供や相談事業などが行われています。
- ・本町においても、県消費生活相談センターと連携して 各種の相談会(多重債務相談会など)などを実施して いるほか、町独自の総合相談室を設置し、町民の消費 生活に関する相談事業も実施しています。
- ・右に記述した、震災の及ぼした影響を可能な限り早期 に解消する支援に注力しつつ、これらの事業の充実を 図っていく必要があります。

震災が及ぼした影響

- ・震災により、全域にわたって、 食料品や日用品、ガソリンな どが不足する状況に見舞われ ました。
- ・野菜や食肉などの放射能汚染が町民に大きな不安を与えたのみならず、根拠のない情報が錯綜し、「食の安全」をめぐる問題が深刻化し、現在も非常に重要な対策課題となっています。

施策の基本方針

消費者問題の未然防止のための広報

- ・消費に関わる問題を未然に防止するため、国の消費者庁や福島市にある県消費生活センター、警察などが発信する情報などを随時収集し、広報紙や町のホームページなどでの 迅速で正確な広報を行います。
- ・警察や防犯関連の団体などと連携して、詐欺と疑われる行為への注意喚起なども実施し ます。

消費者トラブルの解決のための相談体制の充実

- ・消費者トラブルの解決のため、県消費生活相談センターと連携した相談事業などを実施 します。
- ・町の総合相談室において、町民の消費生活に関する相談事業を継続するとともに、充実 を図ります。

食の安全の確保と周知

- ・「食の安全」の確保を重視し、関連する情報の収集と広報の充実を図ります。
- ・東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故による食品(野菜・米・牛乳・食肉など)汚染の有無についての検査(国や県などによる)の結果を速やかに入手し、公表します。
- 注) 印のある語句については、 巻末の「用語解説」を参照

・万が一、国の基準値を超える値が検出され、県から出荷停止などの措置が命じられた場合には、迅速・的確に対応します。

事業名称	事業の概要		
消費者問題に関わる情報提供事業	・各種機関の消費者問題に関わる情報の収集と位		
	報		
消費者相談事業	・県消費生活相談センターと連携した相談事業		
	・総合相談室における相談事業		
食の安全確保事業	・「食の安全」に関わる情報収集と広報		
放射能検査結果の収集・広報事業	・町内の食品などに関わる放射線量の検査結果の		
	収集と広報		

- 4

-4-(1) コミュニティづくりと地域交流の促進

現状と課題

- ・近年、地域コミュニティのもつ力が薄れてきている といわれ、その再生と活性化は、少子高齢などが進 行する中にあって極めて重要な課題となっていま す。
- ・本町においても、大都市などと比較すれば地域づき あいや相互の助け合いなどの風土がまだ残されてい るとはいえますが、町民のライフスタイルや価値観 の多様化、町外からの転入者の増加などもあり、や や希薄化する傾向がみられます。
- ・13 の行政区、そしてその下に班組織を定め、各々に 地区集会所(29 箇所)などの施設を整備して地域活 動を支援していますが、加入率が低下し、担い手が 減少するなどの問題も生じています。
- ・また、町内の各所で、夏の盆踊りや秋の祭礼、仁井 田八幡神社の祭礼花火、熊野神社太々神楽といった 伝統行事などが行われています。
- ・秋の文化祭や鏡石駅伝・ロードレース大会などの全 町的な行事においても、地域団体による出展や各種 競技での応援などの風景がみられます。
- ・今後は、こうした地域活動や行事をさらに活発化し、 コミュニティを再生・強化していくための取組みが 求められています。

震災が及ぼした影響

- ・鏡石三区コミュニティセンター が全壊したほか、多くの集会所 も一部損壊するなど、地域コミ ュニティ活動の拠点である施設 が大きな被害を受けました。
- ・一方で、相互が協力し合って、 避難生活の改善や生活や産業の 再建に向けた取組みが行われる など、地域の「絆」が強く感じ られた経験でもありました。
- ・地域コミュニティの重要性と、 それを守り育てることが重要な 課題であるということが再認識 されました。

地区集会所の一覧と震災による被害

名称と震災による被害				
1.久来石転作定着化総合研修施設(一部損壊)	16.仁井田多目的集会所(一部損壊)			
2. 桜岡多目的集会所	17.仁井田公民館			
3.笠石多目的集会所	18.鏡田転作技術センター(一部損壊)			
4.南町集会所(一部損壊)	19.深内多目的集会所			
5.笠石北集会所	20.大池団地集会所			
6.笠石新栄町集会所	21.蒲之沢多目的集会所(一部損壊)			
7.農村婦人の家 (一部損壊)	22.高久田多目的集会所(一部損壊)			
8.笠石防災センター	23.南高久田多目的集会所			
9.杉林団地集会所	24.成田構造改善センター			
10.鏡石一区集会所(一部損壊)	25.北町集会所			
11.鏡石二区集会所(一部損壊)	26.西原地区生活改善センター			
12.鏡石三区コミュニティセンター(全壊)	27.豊郷構造改善センター(一部損壊)			
13.桜町俵井集会所(一部損壊)	28.旭町コミュニティセンター(一部損壊)			
14.鏡石四区集会所	29.さかい集会所			
15.緑ヶ丘団地集会所(一部損壊)	-			



町民からの提案(「鏡石町のまちづくりに向けた町民 提言書(平成 23 年 9 月 28 日)」から)

- ・隣近所の仕切りを取り払ったコミュニティづくりを すすめ、互いに助け合う互助の意識を高め、いざと いうときの町民力・地域力の向上を目指そう。
- ・人とのふれあいや豊かなコミュニティを求める声を 背景に、ばらばらな運動会を世代交流型のひとつの 運動会にしよう。

施策の基本方針

地域の活動拠点の整備

- ・地域活動とコミュニティ形成の拠点としての集会所などを町が整備していますが、これ らの地域主体での維持・管理委託を継続し、必要に応じて修繕などの措置を講じます。
- ・震災で全壊した鏡石三区コミュニティセンターの改築を行います。
- ・町公民館や勤労青少年ホームなどの公共施設においても、様々な地域活動の場として活用したり、地域活動を支援するため、その機能の強化を図ります。

地域イベントの充実

- ・地域コミュニティの活性化に結びつく行事の継続的な開催と充実を図ります。
- ・行政区の活動支援や広報による情報周知、場合によっては共催などを通じて、地域での お祭りや伝統行事をはじめ、各種のイベントの活性化を図ります。
- ・小中学校における学校行事などへの地域参加を促進するための広報などの支援も推進します。

行政区の機能強化

- ・13 の行政区への財政支援などにより、地域組織の機能強化を図ります。
- ・地域リーダーの発掘・育成のため、関連情報の収集と提供などに努めます。
- ・行政区の適正規模について継続的に検討し、必要に応じて改編も検討していきます。

事業名称	事業の概要
コミュニティ施設維持・管理事業	・地域コミュニティ拠点(地区集会所など。29
	箇所)の維持・管理と修繕
鏡石三区コミュニティセンター	・震災で全壊した鏡石三区コミュニティセンター
改築事業	の改築
地域イベント広報事業	・地域でのお祭り・伝統行事・イベントに関する
	広報
行政区運営事業	・行政区への財政支援
	・行政区と班組織への加入率向上のための広報
	など
地域リーダー発掘・育成事業	・地域リーダーの発掘と育成のための情報収集と
	提供 など

-4-(2) 男女共同参画の地域づくり

現状と課題

- ・女性に対する不当な差別や、必要以上の男女による分け隔てがなく、様々な場面で生き生きと活躍のできる「男女共同参画社会」をつくることが求められています。
- ・本町においても、多くの女性が、産業の担い手に なっており、特に、福祉や教育をはじめとする多 くの分野で大きな役割を果たしています。
- ・各種の団体や組織での活躍や、行政計画の検討に あたっての女性の参画も、徐々に増えてきていま す。
- ・男性や社会全体の意識改革をさらに進めることで、 こうした動きをさらに加速させていくことが必要 であると考えられます。

震災が及ぼした影響

・現在は、町民の生活の再建や町の 復旧・復興に全力を注ぐべき時で すが、女性の社会進出に本格的に 取組むことを後回しにするのでは なく、むしろこの機会を活用して 男女共同参画社会の構築を図るこ とが求められていると考えられま す。

施策の基本方針

男女共同参画の推進に関わる啓発

- ・庁内や関係機関において、率先して「男女共同参画社会」に関わる意識改革に努めます。
- ・広報紙や町のホームページ、掲示物やパンフレットなどの多様な手段を用いて、男女の 平等や男女共同参画社会に関わる啓発活動を行います。
- ・女性の産後の職場復帰の推進、男性を含めた働き過ぎの防止や育児休暇の取得 (「ワークライフバランス」の確保)と、女性の家事労働や育児の負担の軽減などの必要性などについても広く伝えていきます。
- ・小中学校教育や生涯学習の場においても、教育・啓発活動を推進します。

共同参画の実践

- ・町行政において、女性職員の能力や意欲を踏まえた積極的な採用・昇進を行うとともに、 日常業務にあたっての共同参画を率先します。
- ・男女共同参画を実現するための基盤となる 保育機能の充実や子どもの居場所づくりな ど、児童福祉施策や都市づくり施策などと 連携して、子育て環境の整備を図ります。
- ・各種の審議会・委員会など公的な会議への 女性委員の登用を推進します。
- ・各種の地域活動などにおける女性の活躍を 支援します。

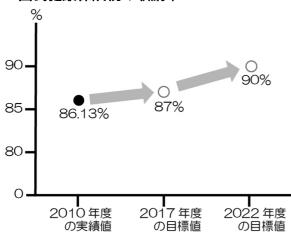


主要な事業			
事業名称	事業の概要		
男女共同参画に関する啓発事業	・庁内や関係機関における率先的な意識改革		
	・関連事項に関する啓発		
	・小中学校教育や生涯学習の場における教育・啓		
	発		
男女共同参画の実践事業	・町行政における共同参画の実践		
	・子育て環境の整備		
	・公的な会議への女性委員の登用推進		
	・地域活動などにおける女性の活躍の支援		

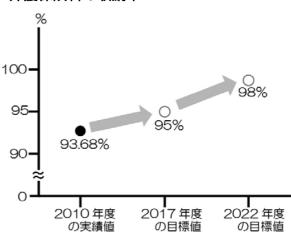
福祉・安心安全・コミュニティ形成分野における目 標指標

・福祉・安心安全・コミュニティ形成に関わる分野において、次に示す目標指標の達成を目指 します。

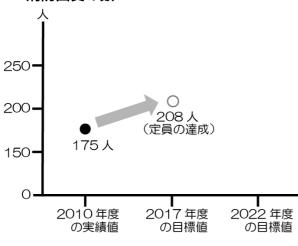
国民健康保険税の収納率



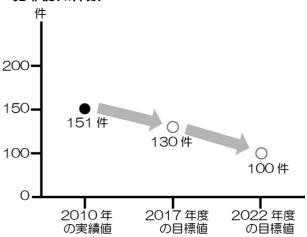
介護保険料の収納率



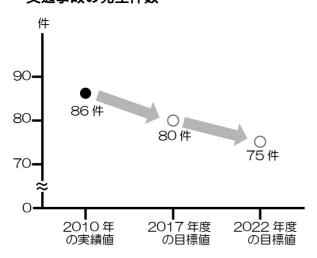
消防団員の数



犯罪認知件数



交通事故の発生件数



. 新しい産業を開花させ、活力あふれる 鏡石をつくります!

~ 産業振興分野 ~

地域産業の振興

-1-(1) 農業の振興

現状と課題

- 1

- ・本町は、平坦で肥沃な土壌に恵まれていることなどから農業が盛んであり、一戸当たりの農家所得は県下でも上位を占めています。
- ・特に、米、きゅうり、いちご、りんごといった品目の生産額が多く、「岩瀬きゅうり」や各種の果 樹の産地として知られています。
- ・こうした中、本町では、2007年度(平成19年度)に改定した「地域農業ビジョン」に基づいて、 多面的な農業振興策を進めてきました。
- ・しかし、後継者の不足や遊休農地の増加などが進行しているほか、輸入の自由化に向けた動きもみられ、農業環境の厳しさが増してきており、そこに東日本大震災が追い打ちをかけることとなりました。
- ・また、今後は、さらなる貿易の自由化の動きも予 想されており、従来のままの農業では衰退してい くことも危惧されます。
- ・そのため、震災からの復旧・復興とともに、環境 保全などの農地のもつ多面的な価値を大切にし つつも、「強い農業づくり」、「もうかる農業づく り」を行っていくことが課題となっています。

震災が及ぼした影響

- ・震災は、農地や農業関連施設の損壊 などの被害を与えたほか、放射能汚 染によって農産物へ深刻な影響を 及ぼしました。
- ・一時期は各種の農畜産物の出荷停止 を余儀なくされたほか、健康への大 きな影響はないとされているもの の、現在でも、震災以前よりは高い 濃度の放射線量が検出されている 作物や場所があります。
- ・そのため、慎重な検査を継続して、 個別に安全性を確認していくこと が不可欠な状況にあり、本町の農業 の再生と飛躍を図るうえで、大きな ハンディキャップとなっています。
- ・さらには、安全な作物であっても 「福島産」であるからというだけで 敬遠されてしまうという、いわゆる 「風評被害」も深刻な問題となって います。

販売農家数の推移

*世界農林業センサス

区分	専業農家	兼業農家			合計
		第1種	第2種	小計	
1995年(平成7年)	92	226	385	611	703
2000年(平成12年)	72	197	344	541	613
2005年(平成17年)	78	180	259	439	517
2010年(平成22年)	83	131	254	385	468



町民からの提案 (「鏡石町のまちづくりに向けた町民提言書 (平成 23 年 9 月 28 日)」から)

- ・県内でもトップクラスの農業のまちで生産した美味しい野菜 を生かし、健康・鏡石ブランドをつくろう。
- ・住む場所としては最高なのだから、もっと働く場をつくろう。 農業の加工、流通販売への展開を図り、付加価値を高めた 6 次産業を目指そう。
- ・町内でつくる「牧場のしずく」をブランド米に高め、お米パン、きき米(ごはん)大会、田んぼアートなど、お米や水田を活かしたまちづくりをしよう。

施策の基本方針

農業経営の支援

・「地域農業ビジョン」に基づき、JA や土地改良区などの農業関連組織の活動の支援などを通じて、農業の持続的な発展を図ります。

- ・水田について、適切な生産調整、そば・大豆・景観作物などへの転換、複合型農業経営 の推進などを誘導します。
- ・野菜農家・畜産農家・園芸農家を含めて、国の「農業者戸別所得補償制度」を活用して 農業の安定的な発展を図ります。
- ・将来的に、制度が見直される可能性もあるため、国などの動向を注視し適切に対応を図ります。

農業の担い手と組織の育成・活用

- ・農業の担い手を育成するため、青年農業者の海外派遣による研修をはじめ、農業関連団体の取組みを支援します。
- ・農地の状況によっては、農業生産法人の参入の推進も検討していきます。
- ・国などにより、株式会社の参入の可能性が検討されているため、「競争」と「保護」の両立に向けた調査・研究を行い、適切な対応を検討・実施します。

農業基盤の整備

- ・農地や農業生産施設に関わる震災からの復旧事業の早期完了を図ります。
- ・緊急性の高い箇所から、農道や用排水路の整備を実施します。
- ・農業経営の効率化や大規模化のため、成田地区における「ほ場整備事業」や「国営隈戸川土地改良事業」といった面的な農地の基盤整備事業を進めます。

新たな農業展開の支援

- ・東京電力福島第一原子力発電所事故からの再生策としての風評被害対策や放射線量の検査を行うとともに、長期的視点に立って、新たな農業展開を目指します。
- ・農地のもつ環境機能などを大切にしつつも、農地の集約化・大規模化など、効率的な農 作業環境の創造に務めます。
- ・農業生産と加工や流通、特産品のPRと販路拡大や、体験農業などの観光型農業の振興 を図るため、他産業と連携して「農業の6次産業化」に取組みます。

事業名称	事業の概要
水稲農業の支援事業	・水稲の生産調整
	・そば・大豆・景観作物への転換推進
	・国の「農業者戸別所得補償制度」の活用
その他の農家の支援事業	・畜産農家・園芸農家への国の「農業者戸別所得補償制度」
	への加入促進 など
農業経営者海外派遣事業	・青年農業経営者の海外派遣による研修の支援
農業の担い手育成事業	・農業の担い手と組織の育成のための支援
農業施設の復旧事業	・農地や農業関連施設の震災からの復旧事業
農業生産施設の整備事業	・農道や用排水路の整備
ほ場整備事業	・成田地区における「ほ場整備事業」の実施
土地改良事業	・「国営隈戸川土地改良事業」の実施(町負担分)
風評被害対策事業	・東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害対策
	としての農作物の安全・安心の消費者向けPR
放射線量検査事業	・土壌汚染調査及び農作物放射能検査の実施

-1-(2) 工業等の振興

現状と課題

- ・本町では、これまでに 5 箇所(北部・島田・南部第一・境・東部)の工業団地を造成・分譲し、企業立地による町の活性化に効果をあげてきました。
- ・しかし、全国的な工業用地需要の低迷などにより、境工業団地と東部工業団地に未処分地が残るほか、「鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」において工業用地を確保し分譲を予定しているものの、事業が進捗せず、新たな企業立地はまだありません。
- ・また、南部第一工業団地に隣接して第二工業団地を造成することを含んだ「南部総合整備計画」と呼ばれる構想がありますが、実現の目処が立っていない状況にあります。
- ・上記の工業団地開発は、「郡山地域テクノポリス開発計画」、「郡山地域頭脳立地構想」といった広域開発計画の一環として進められてきたものですが、産業構造や社会経済が大きく変化する中、新たな考え方に基づ

震災が及ぼした影響

- ・震災により、複数の企業が建物 や施設の損壊などの被害を受 け、一時期、事業の停止を余儀 なくされた企業がみられまし た。
- ・東京電力福島第一原子力発電所 の事故による放射線量の増加 や風評被害により、今後、新た な企業誘致を行ううえで大き な障害となることが推測され ます。
- ・国などによる東北地方の支援策を受けつつ、工場立地を中心とする産業振興に努めていく必要があります。

いた振興策が必要とされていたところに震災が発生しました。

・従来の発想とは異なる視点から、しかも震災復旧・復興の機会を活かした産業再生の取組 みが求められています。

工場数等の推移

区分	工場数	従業員数	製造品出荷額 (億円)
2005年(平成17年)	79	2,138	193
2006年(平成18年)	73	2,071	168
2007年(平成19年)	76	2,197	527
2008年(平成20年)	74	2,198	520
2009年(平成21年)	68	1,995	450

工業団地の一覧

番号	名 称	全体面積	処分の状況等
	北部工業団地	12.1ha	完売
	島田工業団地	8.4ha	完売
	境工業団地	14.9ha	未利用地あり
	南部第一工業団地	9.4ha	完売
	東部工業団地	31.2ha	未利用地あり
	「鏡石駅東第1土地区 画整理事業」の区域内	約26ha	未完成。準工業 地域の指定区域

既存の事業所の経営支援

- ・商工会などの関連組織の活動を支援します。
- ・町内に立地する事業所、特に、震災で被害を受けた工場をはじめとする事業所の実態の 把握に努め、制度融資の紹介と利子補給を実施します。
- ・周辺道路の復旧整備などの支援を行うほか、県などの関係機関と連携して、事業再建の ための相談を行います。
- ・状況によっては賠償請求に関わる情報提供などを行います。

企業誘致の推進

- ・震災からの総合的な復旧・復興事業を実施することで、企業の町からの転出に歯止めをかけ、また回帰を図ります。
- ・そのうえで、未処分地の残る既存の工業団地や「鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」における工業用地などへの事業所の誘致を図ります。
- ・そのため、操業奨励金・雇用奨励金・移転奨励金といった各種の補助事業の充実を図り ます。

新たな産業の創出

- ・農商工業の連携による「6次産業(生産・加工・販売を一括で行う産業)」の育成などの取組みを進めます。
- ・国が掲げる「東北地方の復興と再生可能エネルギーの拠点づくり」などの候補地として 名乗りを上げることも検討していきます。
- ・「産学官連携」も含めた異業種ネットワークの構築や、新分野や技術の開拓・開発の支援、 町の産業を担う人材育成や職業訓練などについても調査・研究を深め、震災復興の過程 で実現を図ります。

労働環境の向上

- ・労働環境の向上に関連する、国やハローワーク(公共職業安定所)などの情報を広く提供し、雇用者の啓発を図ります。
- ・福祉施策と連携して、高齢者や障がい者などの就労の促進と労働環境の向上を図ります。

事業名称	事業の概要	
既存企業の支援事業	・商工会などの関連組織の活動支援	
	・制度融資の紹介等の事業相談 など	
事業再建のための支援	・周辺都市基盤(道路等)の復旧工事	
事業	・「震災対策等資金利子補給事業」の実施	
企業誘致の推進事業	・既存工業団地のPR等による企業誘致の推進	
	・「 鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」の早期実施と企業誘致	
	・誘致企業に対する各種の補助(誘致奨励金)の実施	
新産業の創出関連事業	・「6次産業」の育成に向けた調査・研究 など	
中小企業労務改善等の事	・労務改善協議会の活動支援	
業	・事業者雇用者の啓発	
	・高齢者や障がい者などの就労の促進と労働環境の向上	

にぎわいの創出とまちの活性化

-2-(1) 商業空間の形成

現状と課題

- 2

- ・本町には、鏡石駅の近くなどにややまとまって商店が立地しているほかは、大規模な商店街はなく、国道 4 号をはじめとする幹線道路の沿道などに店舗や飲食店などが散在するほか、町内や周辺都市に大規模店舗が立地しています。
- ・消費需要の変化やクルマ社会による生活行動圏の拡大などによって商圏が広がる中、そのニーズに大規模店舗が応えていることから、自動車を利用した買い物の利便性は高まってきています。
- ・通信販売ビジネスの発展により、自宅に居ながら様 々な商品を注文し配達してもらうことも一般的にな っています。
- ・しかし、少子高齢化が進行し、空き店舗の発生がみ られる中、徒歩での利用が難しく、過度に自動車に 依存した商業をめぐる状況は改善していく必要があります。

震災が及ぼした影響

- ・商店や商業施設の中には、損壊 などの被害を受けたものもみ られました。
- ・日用品やガソリンの不足が深刻で、他都市からの支援物資に頼らざるを得ない状況も生じました。
- ・施設や周辺道路の復旧などの取組みとともに、自動車の利用によらずとも日用品を入手することができるようなまちづくりに留意していく必要があると考えられます。
- ・また、にぎわいとぬくもりの感じられるような、地域密着型の商店街の維持・形成の観点 からも、既存の商店街の活性化を図る必要があります。
- ・「鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」の推進と商業立地の誘導など、町の東部などにおける新たなにぎわいのある空間づくりも課題となります。

商店数等の推移

区分	商店数	従業者数	売場面積 (m ^²)	年間販売額 (億円)
1999年(平成11年)	123	586	12,035	94.0
2002年(平成14年)	133	642	11,077	110.0
2004年(平成16年)	128	647	10,870	103.7
2007年(平成19年)	119	991	24,983	226.5

*2005年(平成17年)に大規模小売店舗が開業している。



町民からの提案 (「鏡石町のまちづくりに向けた 町民提言書 (平成 23 年 9 月 28 日)」から)

・震災時に店を閉めないで町民の生活を支えてくれた商店街と連携したまちづくりをすすめよう。

既存商店街の再生と活性化

- ・既存の駅前地区商店街の活性化を図るため、商工会による活動を支援します。
- ・商工会による制度融資の紹介や、商店のPR活動などを実施します。
- ・震災で被害を受けた商店などに対しては、「震災対策等資金利子補給事業」により支援します。
- ・周辺道路などの復旧を迅速に行うとともに、街路灯などの維持管理を支援します。必要 に応じて、舗装改良などの基盤整備を行います。
- ・商店経営者の自助努力も重要であるため、啓発や情報提供などを進めます。

計画的な商業施設配置の規制・誘導

- ・都市づくりの基本方針(都市計画マスタープランなど)を早期に策定し、大規模な商業 施設の新規の立地にあたっては、その内容と整合したものとなるように努めます。
- ・国道 4 号沿いの商業施設の立地にあたって、形態やデザインの誘導を図ります。
- ・町東部における買い物利便性の向上のため、「鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」の推進とあわせて、商業施設の立地を図ります。

総合的な活性化策の推進

- ・空き店舗対策として、商工会など連係した情報の提供、新規創業者への立ち上げ時期の 家賃補助などの支援策を実施します。
- ・商業の担い手の育成、NPO(非営利組織)などの組織の設立支援、多様な商業施設の誘致とまちづくりの方針に沿った取組みの要請などを進めます。
- ・人を集める各種のイベントを充実することで、商業需要の拡大を図ります。

事業名称	事業の概要	
既存商店の操業支援事業	・商工会などの関連組織の活動支援	
	・商工会による制度融資の紹介等の事業相談 など	
商店街の環境整備と維持	・街路灯管理組合による維持管理への補助	
管理関連事業	・舗装改良などの基盤整備	
震災対策支援事業	・「震災対策等資金利子補給事業」の実施	
	・周辺道路の復旧工事など	
計画的な商業立地誘導の	・商業立地の方向性を含んだ「都市計画マスタープラン」の	
事業	策定	
	・国道 4 号沿いの商業空間の適正誘導	
	・「 鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」の早期実施と商業施設	
	誘致	
空き店舗対策事業	・新規創業者への家賃補助 など	
商業の担い手促進事業	・商工会と連携した啓発活動や講習会の開催 など	

-2-(2) 観光の振興

現状と課題

- ・本町には、いわゆる観光地は少ないものの、交通利便性の高い立地条件と美しい里山空間などの自然環境をもち、お祭りやスポーツ大会などのイベントも行われ、町内外から人を集めています。
- ・特に、わが国初の西洋式牧場である「岩瀬牧場」は、 2010年(平成22年)に約4万人の入込客数を記録するなど、知名度の高い観光資源となっています。
- ・町が設立した観光協会が主体となって、各種の事業 を進めています。
- ・震災後には、「花咲か復興プロジェクト」と銘打っ て、水稲の作付が困難となった水田にひまわりを栽培するなど、再生と飛躍に向けた取組 みを行いました。
- ・風評被害を乗り越えて、町内外から多くの人が訪れるまちづくりに、総合的な施策展開に より取組んでいくことが課題となっています。

震災が及ぼした影響

- ・震災により、公園などの施設が 損壊したり、一部のイベントが 中止を余儀なくされるなど、大 きな痛手を被ることになりまし た。
- ・東京電力福島第一原子力発電所 の事故による放射能汚染や風評 被害もあり、町の観光の先行き には厳しいものがあります。

主要イベントのスケジュール

月日	イベント名称		
4月23日	笠地蔵を春の祭礼		
6月(第1土・日曜日)	初夏の文化祭		
6月(下旬)	鏡石あやめ祭り		
8月(上旬土・日曜日)	鏡石夏祭り		
8月23日	笠地蔵 夏の祭礼		
9月30日	仁井田八幡神社の祭礼花火		
10月(第1土曜日)	鏡石オランダ・秋祭り		
10月(第1日曜日)	熊野神社太々神楽		
10月(下旬)	秋の文化祭		
11月(第1日曜日)	鏡石駅伝・ロードレース大会		

*2010年(平成22年)まで実施されていたスケジュールであり、震災により中止され、復活の見込みが立っていないイベントもあります。



町民からの提案(「鏡石町のまちづくりに向けた町民提言書(平成23年9月28日)」から)

- ・車が便利な立地条件を活かして、道の駅をつくって、 まちのいろいろな施設や名所と連携させよう。さらに、 鉄道の駅と道の駅をあわせた『まちの駅』をつくり、 魅力スポットにし、そこを基点にあるいてまちをめぐ ろう。
- ・だれもが自由に情報交換できる便利さに乗じて、ブログやHP、タウン誌をつくって、まずは地元から、さらに全国にまちの情報を発信しよう。
- ・町内でつくる「牧場のしずく」をブランド米に高め、 お米パン、きき米(ごはん)大会、田んぼアートなど、 お米や水田を活かしたまちづくりをしよう。

観光に関わる情報収集と広報

- ・観光や観光振興につながる復興に関わる国や県の動向などを広く収集します。
- ・町の観光情報や特産品のPRに努めるとともに、地域住民の交流を促進する拠点づくりを推進します。
- ・地域資源を発掘し活用するため、「お宝マップ作成事業」を実施し、その結果の広報を行います。

観光協会の活動支援

- ・観光協会と連携して風評被害の払拭やPR活動などを推進します。
- ・広告・宣伝、町の花(あやめ)や木(しだれざくら)の普及、フォトコンテストと写真 展の開催、観光絵画事業、特産品の研究・開発、朝市・青空市などの開催など、各種の 観光振興のための施策を継続し充実を図ります。
- ・観光パンフレットの作成を支援します。

観光イベントの開催

- ・文化祭やあやめ祭り、駅伝・ロードレース大会など、町の内外から人を集めるイベント を実施します。
- ・震災により中止を余儀なくされた事業もありましたが、その再開を目指します。
- ・「田んぼアート事業(田植えイベントの開催・水田見学・展望客への町のPR・稲刈りイベンドなど)」といった新たな事業の実施も検討していきます。

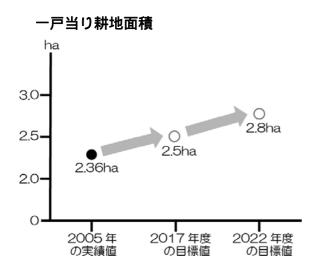
観光関連施設の復旧と整備

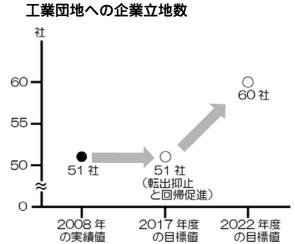
- ・鳥見山公園をはじめ、震災で被害を受けた観光関連施設の復旧事業を実施します。
- ・町の玄関口である鏡石駅の駅舎と町コミュニティー・センターの適切な維持管理、観光 案内のための掲示やパンフレットの据置きなどを行うとともに、施設の充実などを推進 します。

事業名称	事業の概要
観光に関わる情報収集と	・観光や観光振興につながる復興に関わる動向調査
広報事業	・町の観光情報の発信と交流拠点施設の検討
	・「お宝マップ作成事業」などの地域資源の発掘の取組み
観光に関わる組織の支援	・観光協会の活動支援
事業	
観光イベント事業	・町の内外から人を集めるイベントの開催
	・震災による中止事業の再開検討
	・「田んぼアート」など新たな事業の実施検討
観光関連施設の復旧事	・被災した鳥見山公園などの復旧工事
業	

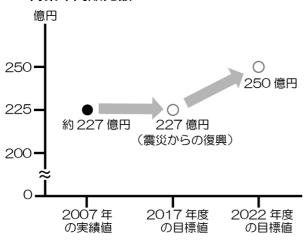
産業振興分野における目標指標

・産業振興に関わる分野において、次に示す目標指標の達成を目指します。









. 快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、 訪ねてみたくなる鏡石をつくります! ~都市整備・都市開発分野~

-------1-(1) 計画的な土地利用と都市開発の推進

現状と課題

- 1

- ・本町では、「国土利用計画」、「都市計画マスタープラン」、「農業振興地域整備計画」といった諸計画を策定し、用途地域や農業振興地域といった法規制がはたらく区域を指定して、町土の計画的な利用や開発、保全に関する取組みを進めています。
- ・きめ細かな開発や建築のルールである「地区計画」 を高久田地区で指定するなどの取組みも行ってい ます。
- ・こうした中、交通の利便性が高く住環境にも恵まれた本町では、震災の前には民間の宅地開発や住宅建設などが比較的多く行われ、人口も増加する傾向がみられました。
- ・しかし、そこに震災が発生し、大きな打撃を被って います。

震災が及ぼした影響

- ・道路や公園、公共施設などが被災 したことから、当面は復旧事業に 傾注することを余儀なくされ、「鏡 石駅東第 1 土地区画整理事業」を はじめ、震災以前から計画されて いた都市開発事業の推進に影響が 及ぶことになりました。
- ・今後は、災害に強いまちづくり、 国が進める「東北地方における再 生可能エネルギー拠点づくり」な ども考慮しながら、適切な土地利 用と都市開発を進めていくことが 求められるようになっています。
- ・都市開発としては、駅東側の活性化を目的とした「駅東総合整備計画(185ha)」の中核 事業として、「鏡石駅東第1土地区画整理事業(56.3ha)」を実施してきました。
- ・全体を5つの工区に分割し、2010年度(平成22年度)に第1工区を着工しています。
- ・早期の完了を目指していますが、近年の土地需要の低迷のほか、震災の影響を受けている ことから事業が停滞しており、次に着工する工区などは白紙の状況にあります。
- ・町の南部については、高速交通体系を活用した地域活性化を推進するため、約20年前から長期的構想として調査研究を進めてきた鏡石インターチェンジ設置構想を中心とした「南部総合整備計画」と呼ばれる開発構想を策定し、その実現を目指した検討を行ってきました。
- ・しかし、鏡石 スマートインターチェンジの開設により、「東北縦貫自動車道の新しいインターチェンジの開設による周辺開発」という意味からは実現性が低下してきている状況にあります。
- ・今後は、「鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」の推進を図るとともに、南部の開発のあり方を含めた都市開発の戦略を再構築することが必要となっています。

地目別の面積

地目	面積(km²)	構成比	
宅地	3.39	10.8%	
田	11.58	37.1%	
畑	4.46	14.3%	
山林	3.98	12.7%	
その他	7.84	25.1%	
合 計	31.25	100.0%	

町民からの提案(「鏡石町のまちづくりに向けた町民提言書(平成23年9月28日)」から)

・交通が便利で緑豊かな平坦な土地があるなどの立地条件に恵まれているので、医療・福祉施設を積極的に誘致しよう。



注) 印のある語句については、 巻末の「用語解説」を参照

土地利用と都市開発に関わる基本計画の策定

- ・町土利用の基本的な方針を示す「国土利用計画」と、より長期を見通し、道路整備や公園整備などの方向性を包括的に示す「都市計画マスタープラン」を速やかに改定します。
- ・これらの計画に基づいて、土地利用と都市開発を適正に規制・誘導していきます。

区域区分による適正な規制・誘導

- ・市街化区域と市街化調整区域の区分を基本的に堅持し、市街化区域内における市街化と 都市基盤整備の促進、市街化調整区域における農地や樹林地などの保全を図ります。
- ・ただし、震災により大きな被害を受けた地区の再生など、合理的で必要不可欠と考えられる場合には、市街化調整区域においても、土地利用転換の柔軟運用などを検討します。

戦略的な都市開発とルールづくりの推進

- ・「鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」の第 1 工区における道路整備と造成工事を進め、早期の事業完了を目指します。
- ・境土地区画整理事業の円滑な完了のため、土地区画整理組合に対して事務支援・財政支援を行います。
- ・きめ細かな地区の開発のルールを定めた「地区計画」を指定している高久田地区において、その目標の実現のための支援・誘導を図ります。
- ・急激な市街化が予想される地区などでは、「地区計画」の新規指定の可能性なども検討していきます。
- ・「鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」の範囲を含む「駅東総合整備計画」については、長期的な視点に立って、その方向性を継続的に検討していきます。
- ・「南部総合整備計画」の推進については、鏡石 スマートインターチェンジが設置された ことに伴い政策転換を図るなど、新たな手法での総合的な整備について調査研究を進め ていきます。
- ・役場庁舎の移転改築、総合保健福祉施設の整備構想についても、その可能性を検討します。

主要な事業

事業名称	事業の概要	
土地利用と都市開発のた	・町土利用の基本方針である「鏡石町国土利用計画」の改定	
めの基本的な計画の改定	・まちづくり(都市計画・都市開発)の基本となる「鏡石町	
事業	都市計画マスタープラン」の改定	
鏡石駅東第 1 土地区画整	・「鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」の第 1 工区における道	
理事業	路整備・造成工事	
	・他の工区の事業化に向けた検討	
組合施行の土地区画整理	・境土地区画整理事業の土地区画整理組合に対する支援	
の支援事業	(事務支援・財政支援)	
地区計画指定区域におけ	・高久田地区計画内における計画的なまちづくりの推進	
る誘導事業		

-1-(2) 幹線道路網の整備

現状と課題

- ・高速道路として東北縦貫自動車道が通り、鏡石 スマートインターチェンジが設置されています。
- ・基幹道路としては、国道 4 号と国道 118 号が通っています。
- ・2003年(平成15年)5月に国道4号の4車線化 を図ることが決定し、現在、国が拡幅事業を実施し ていますが、本町では、接続する路線の整備を進め ています。
- ・国道 118 号も松塚バイパスの整備に着手しています。
- ・県道(主要地方道)としては、町の中心部から東方 向の福島空港方面に成田・鏡田線が、西側の天栄村方向に下松本・鏡石停車場線が伸びて
- いるほか、町の東部を通り国道 118 号に接続する須賀川・矢吹線が通っています。 ・これらの道路の一部を含む 12 路線が 都市計画道路として定められていますが、半数程度 の路線が未着手の状況にあります。
- ・その他、町道が530路線あり、幹線(1・2級路線)の舗装は完了し改良率もほぼ100%に達していますが、その他の路線の舗装率は61.2%、改良率は58.5%にとどまっており、順次改良事業を進めています。
- ・優先順位を明確化して、有機的な道路ネットワークを構築することが課題となります。

震災が及ぼした影響

- ・幹線道路の多くで、陥没や亀裂 など、大きな被害を受けました。
- ・現在も通行止めや電柱が傾いた ままのところなどがあり、全面 的な復旧には相当の期間を要す ると考えられています。
- ・本町を含む被災地の高速道路の 利用料金が一時無料化されたことは、復旧・復興に向けて追い 風となりました。

町内の道路の整備状況

種別		路線数	実延長	改良率	舗装率	
国道		2	7,529m	100.0%	100.0%	
県道		4	9,067m	89.9%	100.0%	
町道	1級	13	25,097m	100.0%	100.0%	
	2級	11	15,366m	99.7%	100.0%	
	その他	506	203,642m	58.5%	61.2%	
	町道計	530	244,105m	65.3%	67.6%	

*2011年(平成23年)4月1日現在

施策の基本方針

広域幹線道路の整備

- ・国による国道4号の4車線化事業に合わせて、国道4号と接続している町道の整備を進めます。
- ・国道 118 号の松塚バイパスの早期完成に向けて県に要請します。



町内の主要道路の整備

- ・震災で被害を受けた路線の早期復旧を図ります。
- ・都市計画で定められた道路では、前山境線、笠石鏡田線、北原不時沼線といった事業中 の路線の早期整備に取組みます。
- ・適切な維持・管理による老朽化などへの対応、「鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」をは じめとする新規開発地における道路整備を実施します。

鏡石スマートインターチェンジの利用促進

・鏡石 スマートインターチェンジについては、今後も利用時間の 24 時間化や車種限定解除などの取組みを継続していきます。

事業名称	事業の概要
基幹道路整備関連事	・国道 4 号の 4 車線化事業の早期完了の国への要請と接続道
業	路の整備
	・国道 118 号の松塚バイパスの早期整備を県へ要請
主要町道の改良事業	・現在整備中路線の早期完了及び計画路線の早期着手
道路復旧事業	・震災で被害を受けた幹線道路及び関連構造物の復旧工事

-1-(3) 美しい景観づくり

現状と課題

- ・本町は、那須連峰の山並みを背景とした田園地と 樹林地、東境の阿武隈川と西境の釈迦堂川の水辺 区間などの自然環境に恵まれた美しい町です。
- ・岩瀬牧場、アヤメなどの花々で知られる鳥見山公園、低層でゆったりとした住宅地など、美しく魅力的な景観資源も多くみられます。
- ・こうした中、本町では、県の屋外広告物条例に基づいた届出書の受理と進達の事務を行っているほか、町独自の「美しいまちづくり推進条例(1997年(平成9年)制定)」に基づいて、空き缶や吸殻の散乱防止などの環境美化活動を実施してきています。
- ・町民が活動主体となって町を花で美しく彩る「花いっぱい運動」、「農用地フローラのまちづくり事業」なども実施しており、「花咲かボランティア」による活動も開始しています。
- ・景観資源を大切に守り育て、一方で都市的で活気 や豊かさ感じさせるような景観を創出し、後世に 伝えていくことが課題となります。

震災が及ぼした影響

- ・建物をはじめ、道路や公園などの 公共施設に大きな被害が及び、町 の景観の基本的な構成要素の一部 が失われたり傷ついたりしまし た。
- ・復旧・復興に向けた過程において、 「美しい鏡石」の再生とさらなる 景観の向上を図っていくことが求 められています。
- ・そうした中、2011年(平成23年)の夏から秋にかけて、町と観光協会が、各種団体との協力を得て、「花咲か復興プロジェクト(水稲の作付困難となった水田への花の植え付けの活動)を実施するなどしています。

施策の基本方針

景観づくりに関わる基本方針の明確化

- ・美しい自然景観を守り、都市景観を創出するため、その基本方針を明らかにします。
- ・本町の都市づくりの基本となる「都市計画マスタープラン」を早期に改定し、そこに示された将来像を行政内部のみならず町民と共有し、良好な景観づくりの実現を図ります。
- ・駅前・幹線道路沿道・住宅地・集落地など、各々の市街地特性にあった景観づくりを目指します。

景観保全と向上のための活動とルールづくりの推進

- ・景観を守り向上させるため、「花いっぱい 運動」、「農用地フローラのまちづくり事 業」といった環境美化と景観向上につな がる活動を支援します。
- ・「田んぼアート」と呼ばれる水田を活用 したアート事業の実施も検討します。
- ・地区による必要性や開発熟度などを踏ま えて、景観資源の調査、規制・誘導のた めのルールづくりなどを検討します。



・地区単位のきめ細かなまちづくりのルールを定める「地区計画」など、景観を保全・改善させていく手法について調査・研究を行います。

開発事業・復旧事業の推進にあたっての景観形成

- ・「鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」の基盤整備に続いて、建物が建設される段階においては、その市街地像に見合った建物景観が形成されるように規制・誘導を図ります。
- ・復興に関わる開発事業が実施される際にも、景観への配慮を行うよう、適切な誘導に努めます。
- ・特に公共施設の建設において、質の高い景観づくりを率先していくものとし、施設・道路・公園などの復旧工事にあたっても、色彩や質感の工夫など、デザインへの配慮を行います。

景観に関わる情報の入手と広報・啓発

- ・建築動向や開発動向、景観づくりに関わる動向などに注視し、広く情報を収集・整理し、 わかりやすく町民に伝えます。
- ・無秩序な建築や開発の抑制、美しい都市景観・田園景観・森林景観の保全などの重要性 を広く発信します。

事業名称	事業の概要
景観づくりの基本方針策	・「都市計画マスタープラン」の改定とそこに示された景
定事業	観まちづくりの方針の遵守と啓発 など
緑化や花植え関連の事業	・「花いっぱい運動」、「農用地フローラのまちづくり事業」
	などの実施
景観関連情報の調査・広報	・景観に関わる情報の調査と広報
事業	
復旧・復興機会を活用し	・震災復旧・復興の機会を活用した景観の再生と改善の取
た景観再生事業	組み

-1-(4) 住宅の質の向上

現状と課題

- ・本町は、交通利便性の高さなどから、民間の賃貸 住宅をはじめ、住宅の建設が比較的活発な町です。
- ・こうした中、一定規模以上の開発や建築について 事前協議を行い、良好なまちづくりへの協力を依 頼するなどして、住宅の適正立地を図ってきまし た(農地転用許可の権限は町の農業委員会に、開 発許可や建築確認などの権限は県)。
- ・人口の増加と定住の促進を目的として「定住促進

震災が及ぼした影響

- ・全壊が 200 棟を超えるなど、極め て多くの家屋が被害を受けまし た。
- ・塀や庭、前面道路の損壊なども多くみられ、住宅や住環境の復旧・ 復興が大きな課題となっています。
- 住宅」の管理運営の事業を行っているほか、環境に配慮した住宅づくりを支援する観点から、「住宅用太陽光発電システム導入促進事業」を実施しています。
- ・今後は、耐震性の向上や ユニバーサルデザイン (バリアフリー化を含む人にやさしい家づくりに関する広い概念)の普及など、さらに様々な観点から住宅水準の底上げを目指していく必要があります。
- ・町営住宅としては、境団地(2 棟。計 48 戸)と杉林団地(9 棟。計 31 戸)がありますが、特に杉林団地については老朽化が進行してきています。
- ・杉林団地内の住宅については、入居者の退去後に解体することとなっていますが、境団地 の適切な維持・管理を含めた今後の公営住宅のあり方を検討していくことが求められてい ます。
- ・「鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」を進めており、新たな優良住宅地の創出を図ることも課題です。

「住宅用太陽光発電システム導入促進事業」の実績

年度	補助件数	設置容量
2009年度(平成21年度)	5件	20.2kw
2010年度(平成22年度)	25件	81.4kw

施策の基本方針

住宅と住環境の向上

- ・「住宅用太陽光発電システム導入促進事業」を継続し、環境に配慮した住宅の増加を図ります。
- ・耐震診断や耐震化助成、 バリアフリー化 助成などの可能性について、検討してい きます。
- ・適切な建築や開発の規制・誘導とともに、 道路整備や公園整備などを進め、住環境 の向上を図ります。



注) 印のある語句については、 巻末の「用語解説」を参照

住宅地の供給

- ・「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の推進により、新たな優良住宅地の形成を図ります。
- ・市街化区域における住宅建設を誘導しつつ、 市街化調整区域においても、自然環境など への影響が少なく、計画的で優良なものについては、弾力的に運用していくことも検討 していきます。

公営住宅等の維持・管理

- ・境団地について、適正な維持・管理を行ないます。
- ・老朽化が顕著な杉林団地は、入居者が退 去するまで適正な維持・管理を継続する とともに、将来の利用方法を検討します。
- ・公営住宅の実態と需要の把握に基づき、 民営住宅への支援策を含めた、官民の適 切な役割分担による住宅政策について調 査・研究します。
- ・「鏡石町定住促進住宅」の維持・管理と 入居者募集の事業を継続します。



事業名称	事業の概要
住宅用太陽光発電システ	・住宅への太陽光発電システムの設置者に対する補助金の
ム導入促進事業	交付
住宅地開発事業	・「 鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」の推進による住宅地
	の供給と優良住宅地の形成誘導
公営住宅の維持管理事業	・境団地と杉林団地の適正な維持・管理
	・老朽化が顕著な杉林団地の将来計画の検討
定住促進関連事業	・鏡石町定住促進住宅への入居の促進
都市基盤の復旧事業	・住環境を支える道路などの都市基盤の復旧工事

人にやさしい交通環境の形成

震災が及ぼした影響

とになりました。

・本町を通る鉄道や路線バスが一時

運行停止を余儀なくされ、復旧ま

・東京電力福島第一原子力発電所の 事故により、福島空港の国際便で

ある上海・ソウル便が運休するこ

で相当の期間を要しました。

-2-(1) 公共交通機関の維持・充実

現状と課題

- 2

- ・鉄道としては、町のほぼ中央部を JR 東北本線が 縦断しています。
- ・中心付近に鏡石駅が設置されており、郡山市や白河市などの近隣都市へ向かう重要な交通機関となっています。
- ・バスとしては、鏡石駅を経由する形で民営のバス 路線がありますが、本数は多くありません。
- ・少子高齢化が進行する今後は、公共交通機関の重要性はさらに高まりをみせることから、 そのあり方を継続的に検討し対応していくことが求められています。
- ・一方で、1993 年(平成 5 年)には、町の中心部から東側の方向に直線で約 8km、自動車を利用して約 15 分のところに福島空港が開港しました。
- ・行き先が札幌・大阪に限定されているものの、広域的な交通利便性は大きく向上しており、 活用が求められています。

施策の基本方針

鉄道利便性の維持・充実の要請

- ・JR 東北本線の安全運行、本数の維持と需要の増加に見合った増便、新幹線との接続時間
 - の調整、車両の近代化などを、事業 者である JR に対して、継続的に要請 していきます。
- ・駅舎の適切な維持・管理と バリアフリー化などを要請するとともに、町コミュニティー・センターとしても利用されている現状から、駅前広場とともに適切に維持・管理を行っていきます。

バスの利便性の維持・充実の要請

・路線バスも、生活の足として重要な役割を果たしているため、その安全運行、 ルートの存続、需要動向に見合ったサ ービスの向上などを事業者に要請しま す。





注) 印のある語句については、 巻末の「用語解説」を参照

- ・「鏡石駅東第 1 土地区画整理事業」などの大規模開発の進捗に合わせて、ルートの変更など、利便性の向上を検討していきます。
- ・携帯端末を用いてバスを呼ぶことができる「デマンドバス」など、新しいタイプの公共 交通システムの導入の可能性についても調査・研究していきます。

福島空港の活用

・名古屋・沖縄便などの復活や、上海・ソウル便の早期再開の要望活動を展開します。

主要な事業

事業名称	事業の概要
鉄道運行の維持・充実に	・鉄道運行の利便性の向上を JR へ要請
関わる要請事業	
バス運行の維持・充実に	・バス運行の利便性の向上を事業者へ要請
関わる要請事業	
公共交通機関のあり方の	・長期的視点に立った公共交通機関のあり方の調査・研究
検討事業	
福島空港活性化推進事業	・定期便を利用した事業(視察・研修など)の実施
	・福島県福島空港利用促進協議会や福島空港活性化推進協
	議会の構成市町村として、事業への積極的参加
	・福島空港へのアクセスを改善

-2-(2) 歩けるまちづくりと自転車利用の推進

現状と課題

- ・幹線道路の多くに歩道が設置されており、一部の区間では拡幅整備も進められているほか、「グリーンロード」など、安全・快適に歩ける道路も増えてきています。
- ・徒歩や自転車での移動は、自家用車の利用と比較し 少ない現状にありますが、コンパクトな町域と概ね 平坦な地形を活かして、「歩けるまちづくり」、「自 転車利用のまちづくり」を進めていくことが課題と なります。

震災が及ぼした影響

・生活道路においても、極めて多く の箇所で陥没や亀裂など、大きな 被害を受け、全面的な復旧には相 当の期間を要すると考えられて います。



町民からの提案(「鏡石町のまちづくりに向けた町民提言書(平成23年9月28日)」から)

・交通機関がだめでも、自転車が役に立つまち にしよう。まちは平らで自転車が使いやすい。 ガソリンもいらず、健康にも良い。

施策の基本方針

歩けるまちづくりの推進

- ・幹線道路の歩行空間の充実を図るとともに、コンパクトな市街地の維持・形成などにより、「歩けるまちづくり」を目指します。
- ・町のシンボルロードである「グリーンロード」の適切な維持・管理とともに、ネットワークの延長や、安全・快適な道路の新規整備などの可能性を検討していきます。
- ・町の各所への魅力づくりなどと並行して、 徒歩利用を促進するための啓発やPR活動などを推進します。



自転車利用の推進

- ・幹線道路の整備にあたっては、自転車が安全・快適に歩行者や自動車と共存しつつ走行できるような空間づくりを検討します。
- ・公共施設をはじめ、主要な施設における駐輪スペースの確保を図るほか、今後の開発動 向を踏まえ、観光振興などの取組みと連携しつつ、自転車利用ルートの整備やレンタサ イクルの普及などの可能性を検討していきます。

・「公用自転車(エコチャリ)活用事業 (町職員による自転車の積極的な利用)」 を継続するとともに、町民や町内の企業 などにも利用の促進や自転車放置の禁止 などを呼びかけていきます。



事業名称	事業の概要
生活道路の改善事業	・町内未舗装道路や歩道・側溝整備
歩けるまちづくり推	・歩道の充実
進事業	・「グリーンロード」の適切な維持・管理と延伸などの検討
自転車利用環境づく	・幹線道路整備にあたっての自転車利用空間整備
り推進事業	・公共施設における駐輪場の設置
	・公用自転車(エコチャリ)の活用 など
道路復旧事業	・震災で被害を受けた生活道路及び関連構造物の復旧工事

水循環の基盤整備

- 3-(1) 水資源の確保と供給

現状と課題

- 3

- ・本町の上水道は、すべてを地下水に依存していま す。
- ・町の発展に合わせて、4 次にわたる拡張事業を進めてきた結果、給水普及率は93.7%(2010年度 (平成22年度))に達しています。
- ・2009年(平成21年)3月に、県中地域水道用 水供給企業団の解散に伴う事業の見直しを行い、 現在、2018年度(平成30年度)を目標年次と した第5次の拡張事業を進めています。

震災が及ぼした影響

- ・3 箇所の浄水場で施設の一部が損壊したほか、160 箇所に及ぶ配水管の破損などの被害を受けました。
- ・施設の老朽化対策と拡張工事を進 めていた中、大きな打撃となりま した。
- ・この計画では、計画給水人口を 12,600 人、計画 1 日最大給水量 5,100 ㎡としています。
- ・現在、3 箇所の浄水場(旭町浄水場・桜岡浄水場・成田浄水場)がありますが、より効率的で効果的な給水を図るため、旭町浄水場の廃止(2016年度(平成28年度))を予定する一方で、新たな浄水場(鏡石浄水場)の新設と水源の切り替えなどを行うこととしています。
- ・未供給地域の解消に向けた配水管の整備のほか、施設の老朽化への対応、震災からの復旧 事業の早期完了なども含めて、町民が将来にわたって安心して利用できる上水道を確保し ていくことが求められています。
- ・開発の進行が見込まれる地区において、その需要に見合った対応を行うことも課題です。

上水道に関わる諸数値の推移

項目	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)
給水面積	11.8km²	11.8km²	11.8km²	11.8km²	11.8km²
給水人口	11,694人	11,612人	11,826人	11,456人	11,853人
年間総配水量	1,396,000m³	1,388,000m ³	1,424,000m ³	1,357,000 m ³	1,320,000m ³
上水道普及率	92.9%	92.7%	93.8%	90.7%	93.7%
有収率	84.1%	85.5%	79.6%	83.0%	85.1%

施策の基本方針

上水道拡張事業の推進

- ・「第5次上水道拡張事業」に基づいて、水 道の未供給地域の解消などを目的とした取 組みを進めます。
- ・震災復旧に関わる事業の早期完了を図ると ともに、取水施設・導水施設・浄水施設・ 配水施設について、各々整備を進めます。
- ・鏡石浄水場の新設、成田浄水場の施設の改 良をはじめ、一部の水源の廃止と切り替え



などを実施します。

- ・「鏡石駅東第1土地区画整理事業」の事業区域において、上水道施設の整備を進めます。
- ・その他、宅地開発などが見込まれる地区において、適切な対応を図ります。

上水道施設の維持・管理と更新

- ・各種の上水道関連施設の適切な維持・管理を継続します。
- ・老朽化が進行する石綿セメント管などの 配水管について、その修繕や更新を図り、 「有収率」をはじめとする効率性を示す 指標の向上を図ります。
- ・良質な水資源の保全・確保のため、水質 調査や、土壌汚染の防止などに関わる啓 発・監視などを行います。



事業名称	事業の概要
上水道施設整備事業	・「第5次上水道拡張事業」に基づいた各種施設の整備と水
	源の切り替え など
上水道施設の維持・管理	・既存施設の適切な維持管理
関連事業	・老朽化した石綿セメント管の更新 など
水質保全啓発事業	・水質調査と水質保全のための啓発 など
上水道施設の震災復旧	・震災で被害を受けた施設の復旧工事
事業	

- 3-(2) 下水道の整備

現状と課題

- ・本町では、衛生的で快適な生活環境を実現するために、 「公共下水道事業」、「農業集落排水事業」、「合併処理浄 化槽設置整備事業」の整備事業を実施しています。
- ・「公共下水道事業」については、1978年(昭和53年) から、「阿武隈川上流流域下水道計画」に基づく「流域関 連公共下水道事業」を進めており、既成市街地を中心と

震災が及ぼした影響

・町内各所で、マンホールの 浮上や下水管渠の破損な ど、公共下水道施設と農業 集落排水施設が被害を受け ました。

- しつつ、市街地の拡大に合わせて事業区域を拡大して整備を進めてきました。
- ・2011 年 (平成 23 年) 3 月末時点の状況は、管渠整備面積 270ha、整備率 65.5%、水 洗化人口 8,117 人、水洗化率 83.5%となりました。
- ・「農業集落排水事業」については、成田地区・深内地区の2地区が対象区域ですが、事業は 既に完了しており、地元管理組合との連携のもと、水洗化のさらなる向上に努めています。
- ・「合併処理浄化槽設置整備事業」は、「公共下水道事業」と「農業集落排水事業」の事業区 域外の区域で実施しています。
- ・今後も、区域の特性や条件などを踏まえて、こられの事業を推進していくことが課題となっています。

下水道事業の進捗状況

年度	事業名	行政人口	全体計画	認可区域	整備面積	整備率	処理区域	普及率	水洗化	水洗化率
十反	尹未口	人口:A	人口: B	面積:C	: D	: D/C	人口: E	人口: E/A	人口: F	F/E
	公共下水道		12,800	401.7	231.8	57.7%	9,038	69.7%	7,508	83.1%
2006年度	農業集落排水		1,390	_			1,100	8.5%	924	84.0%
(平成18年度)	合併浄化槽		810	_			852	6.6%	852	100.0%
	計	12,966	15,000				10,990	84.8%	9,284	84.5%
	公共下水道		12,800	401.7	233.7	58.2%	9,235	71.4%	7,705	83.4%
2007年度	農業集落排水		1,390		_		1,100	8.5%	934	84.9%
(平成19年度)	合併浄化槽		810	_			925	7.1%	925	100.0%
	計	12,942	15,000				11,260	87.0%	9,564	84.9%
	公共下水道		12,800	401.7	266.9	66.4%	9,679	74.4%	7,821	80.8%
2008年度	農業集落排水		1,390		_		1,063	8.2%	889	83.6%
(平成20年度)	合併浄化槽		810	_			605	4.7%	605	100.0%
	計	13,006	15,000				11,347	87.2%	9,315	82.1%
	公共下水道		12,800	401.7	269.3	67.0%	9,708	74.5%	7,999	82.4%
2009年度	農業集落排水		1,390		_		1,068	8.2%	900	84.3%
(平成21年度)	合併浄化槽		810	_			700	5.4%	700	100.0%
	計	13,031	15,000				11,476	88.1%	9,599	83.6%
	公共下水道		11,400	411.9	270.0	65.5%	9,716	74.6%	8,117	83.5%
2010年度	農業集落排水		1,390				1,071	8.2%	917	85.6%
(平成22年度)	合併浄化槽		610	_			683	5.2%	683	100.0%
	計	13,029	13,400				11,470	88.0%	9,717	84.7%

施策の基本方針

汚水処理区域の拡大

- ・「阿武隈川上流流域下水道計画」に基づいて、公共下水道の整備事業を進めます。
- ・鏡石駅東第 1 土地区画整理事業、国道 4 号拡幅事業などの各種の事業と整合した整備に 留意します。
- ・民間事業者の宅地開発にあたって、必要な下水道施設の整備と開発区域内での関連施設 の適切な整備について指導・要請を行います。

- ・民間事業者の宅地開発にあたって、必要な下水道施設の整備と開発区域内での関連施設 の適切な整備について指導・要請を行います。
- ・「農業集落排水事業」については、地元管理組合との連携のもと、各戸との接続を推進し、 水洗化のさらなる向上を図ります。
- ・「公共下水道事業」と「農業集落排水事業」の事業区域外では、合併処理浄化槽の設置を 促進していきます。

下水道施設の維持・管理

- ・震災で被害を受けた施設の速やかな復旧を図ります。
- ・同時に、公共下水道施設、農業集落排水施設について、適切な維持・管理を継続します。
- ・老朽化や漏水などの有無について調査を行い、適切に対処を図るとともに、「長寿命化対 策」を実施します。
- ・水洗化の推進や汚水の違法放流の抑制などについて、啓発を行います。

雨水排水対策の推進

・既存の排水施設の適切な維持・管理を継続するとともに、関係機関との協議を踏まえて 新規整備を検討します。

		_
事業名称	事業の概要	
公共下水道事業	・公共下水道の管渠などの設計・工事	
農業集落排水事業	・地元管理組合との連携による各戸との接続推進	
合併処理浄化槽設置整備	・合併処理浄化槽設置整備の啓発	
事業		
下水道施設等の震災復	・震災で被害を受けた公共下水道施設や農業集落排水施設	
旧事業	の復旧工事	

環境と共生するまちづくり

-4-(1) 省エネ・省資源のまちづくり

現状と課題

- ・地球環境問題への対応の重要性が増す中、地域レベルから環境負荷の低減に努めること、特に、省エネ・省資源 を推進することが重要な課題となっています。
- ・本町では、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の抑制と削減などを目的として、様々な取組みを進めてきました。
- ・ごみの減量化やリサイクル、自転車利用の促進などの「環 境にやさしいまちづくり」を行っています。
- ・今後も、総合的な視点から「省エネ・省資源のまちづく り」を継続・充実させていくことが課題となっています。

震災が及ぼした影響

・地球環境問題の解決への貢献などの取組みを進めている中で、放射能汚染の問題が発生し、極めて深刻な影響を受けています。

町民からの提案(「鏡石町のまちづくりに向けた町民提言書(平成 23年9月28日)」から)

- ・エネルギーへの過度の依存(症)から脱却するために、現状のライフスタイル・生活の見直しをしよう。
- ・まちは元気、鏡石のプラスイメージを全国へ発信しよう。今こそ地産 地消を推進すべきだ。地元農業や商店街が生活を支えるまちのイメー ジや、エネルギー、風力、太陽光等、自然エネルギーのまちのイメー ジづくりをすすめよう。



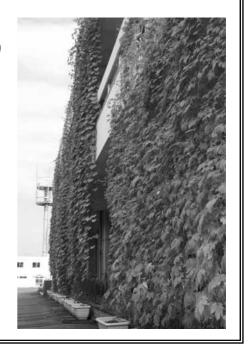
施策の基本方針

省エネ・省資源に関わる情報収集と啓発

- ・省エネルギーや省資源に関わる国や県、企業などの取組みについて、情報を収集し、調査・研究を深めていきます。
- ・特に、国が検討している「東北地方における先進的な再生エネルギーの拠点づくり」の 動向に注視し、エネルギー産業の振興、 再生可能エネルギーの普及などの可能性につい て検討を行っていきます。
- ・町民や町内の企業・団体に対して、これらの情報について、迅速にわかりやすく広報を 行います。
- ・電力不足が懸念されることから、公共施設における節電の継続と設備の改善、「節電」の呼びかけなどを行います。

省エネ・省資源のまちづくりの推進

- ・資源消費の少ないコンパクトな市街地形成や緑地の 保全・創出など、「環境にやさしい」都市空間づくり を行います。
- ・環境にやさしい住宅づくりを支援するため、住宅用 太陽光発電システムの導入を促進するための補助事 業を継続します。
- ・過度な自動車利用から徒歩や自転車、公共交通機関の利用へのライフスタイルの転換促進、低公害車の導入に関する啓発などを実施し、温室効果ガスの排出を最小限に抑制します。
- ・「公用自転車活用事業」、「ペットボトルキャップ回 収事業」など、関連事業を継続します。



主要な事業

事業名称	事業の概要
省エネ・省資源に関わる	・省エネ・省資源に関わる動向調査・研究と広報
動向調査・広報事業	
節電推進事業	・節電の呼びかけ
	・公共施設の節電と省エネ設備の充実 など
新エネルギー導入推進事	・一般住宅・公共施設(役場庁舎・小中学校校舎等)におけ
業	る「太陽光発電システム導入事業」の実施
地球温暖化防止事業	・「緑のカーテン」の設置
	・近距離の範囲での公務にあたっての公用自転車の活用
	・ペットボトルキャップの回収と活用

- 4 -(2) 緑と水のまちづくり

現状と課題

- ・本町は、なだらかに傾斜した丘陵地に美しい田園や樹 林地などが広がる環境の豊かな町です。
- ・阿武隈川・釈迦堂川をはじめとする河川や農業用水路 なども、うるおいのある空間を形成しています。
- ・こうした中、町では、計画的な土地利用や都市開発、 建築などの規制・誘導を図り、環境の保全に努めてき ました。
- ・鳥見山公園をはじめとする都市計画公園 6 箇所、児童 遊園 20 箇所のほか、農村公園(久来石公園)や鏡沼 跡が公園の機能をもつ空間として整備されています。

震災が及ぼした影響

・鳥見山公園や前山公園で施設 の損壊などがあったほか、町 の緑を構成する農地において 地割れ・法面崩壊といった被 害を受け、緑と水の豊かな町 としての発展に深刻な影響を 及ぼしました。

- ・ポケットパーク (小公園)整備、「グリーンロード」をはじめとする美しい並木道の整備も 行われています。
- ・また、花を大切にしたまちづくりとして「花いっぱい運動」などの町民参加の事業も実施 しています。
- ・これらの緑と水の空間を大切に守るため、震災で被害を受けた施設の再建を急ぐとともに、 適切な維持・管理を行いつつ、新たな公園・緑地の整備や街路植栽などにより、さらにそ の質を高めていくことが課題となります。

都市計画公園の整備状況

種別	名称	面積	整備率	
総合公園	鳥見山公園	19.10ha	94.8%	
	不時沼公園	0.45ha	100.0%	
	前山公園	0.30ha	100.0%	
街区公園	境公園	0.31ha	100.0%	
	駅東口公園	0.08ha	100.0%	
	駅西口公園	0.09ha	100.0%	

施策の基本方針

緑と水の自然環境の保全

- ・緑地保全のための基本方針を示す「緑の基本計画」に基づいて、自然環境の保全を図り ます。
- ・樹林地・農地、公園・緑地などからなる緑の環境、阿武隈川・釈迦堂川や農業用水路などの水の環境について、基本的にその保全を図ります。

公園・緑地の維持管理と新規整備の検討

- ・震災で被害を受けた施設の復旧に全力をあげます。
- ・そのうえで、公園・緑地やグリーンロードなどの適切な維持・管理を継続します。町民 の力を借りた管理形態を採用することなども検討していきます。

- ・児童公園など、新たな公園や、身近な憩 いの場としてのポケットパーク(小公園) などの整備を検討していきます。
- ・公園・緑地へのアクセス改善や案内標識 の充実なども検討します。
- ・墓地需要が高まる傾向がみられることか ら、墓地公園の整備の可能性についても 検討していきます。



緑化に関わる事業の推進

- ・「花いっぱい運動」、「農用地フローラのま ちづくり事業」といった美しい花に包ま れた町の形成に向けた事業を継続します。
- ・都市計画道路の整備の機会を活用して、 街路樹や街路植栽を行います。



緑化に関わる広報と啓発

- ・公共施設用地において率先的な緑化に努めるとともに、道路沿いの生垣化や敷地内の緑化などについて、啓発を行います。
- ・文化祭など、町の行事において、緑化に関わるイベントを開催または支援することで、 緑化機運の醸成を図ります。

主要な事業

事業の概要
・鳥見山公園・不時沼公園・前山公園・境公園・駅東口公園・
駅西口公園などの適正な維持管理
・ニーズを踏まえたアクセスの改善の検討 など
・公園の新規整備(高久田地区計画内など)
・(再掲)各地区の児童公園(遊具・植栽など)の整備
・ポケットパーク(小公園)などの整備検討
・(再掲)「花いっぱい運動」「農用地フローラのまちづくり
事業」の実施
・(再掲)「田んぼアート事業」などの実施検討
・都市計画道路整備などの機会を活用した緑化
・緑化に関わる広報と啓発
・町の行事における緑化啓発関連事業の実施など

- 4 - (3) 適切なごみ処理とリサイクル

現状と課題

- ・本町のごみ(一般廃棄物)の処理については、収集委託により町内約 160 箇所のごみステーションで分別収集のうえ運搬を行い、粗大ごみも含めて須賀川地方衛生センターで処理しています。
- ・古紙類については、古紙回収業者により収集・運搬し、 リサイクルを行っています。
- ・人口が増加するにつれ、排出されるごみの量は減少傾向にありましたが、震災により、処理すべき廃棄物が 大量に発生しています。

震災が及ぼした影響

- ・未曾有の大災害により、ごみ 収集に遅れが出ました。
- ・また、家屋の倒壊や道路など の構造物の損壊により発生し た大量のがれきの処分の問題 に、放射線の問題が追い打ち をかけ、極めて深刻な課題と なっています。
- ・人口や土地利用の変化に対応した適切な処理を継続し、さらなるごみの減量化やリサイク ルなどを推進していくことが課題となっています。
- ・また、東日本大震災が発生し、がれきなどのいわゆる「災害廃棄物」の処分を、放射能の 影響に留意しつつ進めていくことが当面の大きな課題となっています。

ごみの処理量の内訳と推移

単位:トン

年度	可燃物	不燃物	びん類	缶類	ペット ボトル	その他	合計
2006年度 (平成18年度)	3,581	176	116	109	21	12	4,015
2007年度 (平成19年度)	3,569	156	118	104	21	12	3,980
2008年度 (平成20年度)	3,539	138	111	98	22	11	3,919
2009年度 (平成21年度)	3,359	130	108	109	21	11	3,738
2010年度 (平成22年度)	3,491	243	110	106	22	11	3,983

施策の基本方針

廃棄物の処理

- ・一般廃棄物の収集・運搬についての委託業務を適切に実施します。
- ・ごみステーション付近の衛生状態の維持・向上など、地域住民の協力による適切な取組みを啓発します。
- ・東日本大震災で発生したがれきなどの廃棄物について、早期に適切な処理を図ります。

リサイクルとごみの減量化の推進

- ・「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」などの関係 法令に基づく分別収集の徹底により、リサイクルを推進しま す。
- ・子ども会育成会による資源物の収集活動の支援を継続します。
- ・生ごみの堆肥化のための「EMバケツ」の購入費の助成を 継続します。



・マイバッグ(買い物袋)の利用促進や、小売店による過剰包装の抑制、廃棄を最小限に 抑えて再利用する重要性などについて啓発を行います。

事業名称	事業の概要
一般廃棄物処理事業	・町内から排出される一般廃棄物の処理
リサイクル推進事業	・古紙・瓶・缶・ペットボトルなどのリサイクルの奨励
	・子ども会育成会による資源物の収集活動の支援
	・「EM バケツ」の購入費助成による生ごみの堆肥化の推進
災害廃棄物処理事業	・損壊した家屋や構造物からでた災害廃棄物の運搬処分
	・仮置き場に収集した災害廃棄物の処理

- 4-(4) 公害の防止と環境美化

現状と課題

- ・公害問題に対しては、「町公害対策条例」を根拠として適切 な規制を実施しています。
- ・市街化区域内が、騒音防止法・振動防止法・悪臭防止法の 規制指定区域になっています。
- ・本町における公害に対する苦情件数は 2010 年度(平成 22年度)に14件で、内訳は、悪臭関係4件、騒音関係 2件、ごみの野焼き関係8件となっています。
- ・ため池や河川の水質検査を年1回実施するなど、状況の把 握に努めています。
- ・原因者に対する適切な指導、モラルの向上の啓発、監視体 制の強化などとともに、様々な公害発生のリスクを想定し た取組みが課題となります。
- ・環境美化については、「美しいまちづくり推進条例」を推進
- し、様々な取組みを進めています。
- ・空き缶やタバコの投げ捨て、使用済みタイヤの不法投棄などが多くみられる中、地域によ る美化活動が実施されています。
- ・景観の保全・改善のためのまちづくりと連携して、「美しい町づくり」を行うことが課題と なっています。

施策の基本方針

公害防止対策の実施

- ・公害に関わる情報の収集と検査を継続します。
- ・事業者への指導や町民全体への啓発を行うとともに、違法行為があった場合には、関係 機関と連携して警告や指導など、適切な対応を行います。
- ・農業施設・畜産施設における悪臭の防止など、総合的な公害対策を実施します。
- ・工業団地への集約立地などにより、住宅と大規模工場の混在を防止します。
- ・都市開発や道路整備などにあたって、公害発生の防止に留意します。

ごみの不法投棄の防止

- ・ごみの不法投棄を防止する重要性について広報や啓発を行います。
- ・収集業者、処分業者をはじめとする関係団体と連携しつつ、不法投棄をなくすための監 視活動を行い、撲滅を図ります。
- ・ごみステーション付近を清潔に保つため、町民や管理者に対する啓発を行います。

環境美化活動の推進

- ・保健委員会を中心とした関係団体と連携して、環境美化活動を継続します。
- ・道路清掃や住環境の衛生保持のための害虫駆除事業などを実施します。

震災が及ぼした影響

- ・従来からの公害問題や環 境美化に取組む以前に、 放射能の問題に対処する ことを余儀なくされてい るという実態がありま す。
- ・健康への悪影響の懸念や 農業をはじめとする各産 業への影響が、「実害」と、 いわゆる「風評被害」の 両面で、極めて深刻な状 況にあります。

- ・町民による「ごみゼロ活動」などの取組みを支援すると ともに、組織の育成を支援します。
- ・「美しいまちづくり推進条例」に基づいて、緑化や花の 植栽などによる「美しい町づくり」を進めます。



主要な事業

事業名称	事業の概要	
総合的な公害対策事業	・公害に関連する情報の収集と広報・啓発	
	・悪臭防止などの総合的な公害対策の実施	
ごみの不法投棄対策事業	・ごみの不法投棄を防止するための啓発や監視活動	など
環境美化活動事業	・道路清掃と害虫駆除	
	・町民による美化活動と組織の育成の支援	
	・都市空間の改善の機会を活用した「美しい町づくり」	

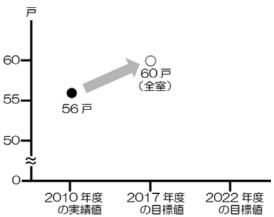
都市整備・都市開発分野における目標指標

・都市整備・都市開発に関わる分野において、次に示す目標指標の達成を目指します。

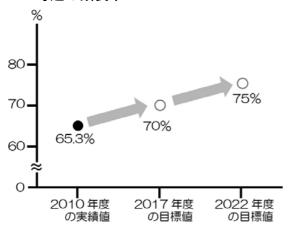
鏡石駅東第 1 土地区画整理事業の進捗率

2011	年度	第 1 工区の区画道路の築
末の実績	漬	造工事中
2017	年度	第 1 工区の事業完了
の目標		
2022	年度	他工区における事業着
の目標		手・推進

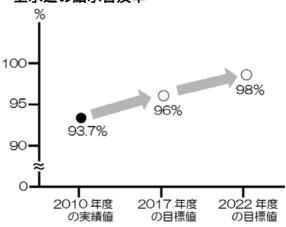
鏡石町定住促進住宅への入居戸数



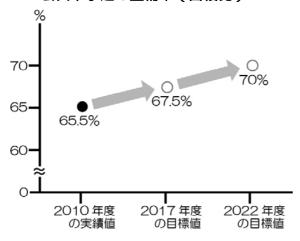
町道の改良率



上水道の給水普及率



公共下水道の整備率(面積比)



鳥見山公園の整備率(面積比)

